

# 経 営 管 理 権 集 積 計 画

1. 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		経営管理権の設定を受ける森林の森林所有者 (甲)		経営管理権の設定を受ける森林 (A)		面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	図面 No.	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理 権に基 いて行 われる 管理の 内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
	所在地	(名称) 山口市長 渡辺 純忠 (氏名又は名称)	森林簿 林小班	地番	地目												
1	阿東歳目喜 集R2第4号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	経営管理権の設定を受ける森林の森林所有者 (甲)	所在地	森林簿 林小班	地番	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	図面 No.	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理 権に基 いて行 われる 管理の 内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
1		山口市阿東歳目喜字鷹谷		所在地	6012林班B21-0	耕2790	0.2095	スギ	46	16	2021.3.31	経営管理権を設定した日を 含む年度の 翌年度の 初日から 起算して 15年を 経過する 日まで。 2036.3.31	別添1の ①参照	別添2の①参照	別添3参 照		
2		山口市阿東歳目喜字中鷹谷		所在地	6012林班C46-0	山2123-7	0.056	スギ	66	22							
3		山口市阿東歳目喜字中鷹谷		所在地	6012林班C47-1	山2123-7	0.056	スギ	65	22							
4				所在地													
5				所在地													
6				所在地													
7				所在地													
8				所在地													
9				所在地													
10				所在地													
11				所在地													
12				所在地													
13				所在地													
14				所在地													
15				所在地													
16				所在地													
17				所在地													
18				所在地													
19				所在地													
20				所在地													
21				所在地													
22				所在地													
23				所在地													
24				所在地													
25				所在地													
26				所在地													

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考		
番号	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 渡辺 純志

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所



(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該 ( ) 書きで2段書きにすること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権集積計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権集積計画が定められる場合には、経営管理実施権集積計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権集積計画の定めるところにおいて、経営管理実施権者に對して義務の履行を求め、乙はこの経営管理実施権集積計画及び当該経営管理実施権集積計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に對しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

イ 甲が偽りその他不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが明らかである場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入れさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に對して損害を及ぼすおそれがあるときと認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が(経営管理実施権者が)甲に對して販売収益、伐採等に要した経費等に對する明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかつた場合)

① 気象災害等により当該森林に對して被害が生じた場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木に對して森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

④ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損傷等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公共事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法  
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙の間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額は、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他  
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。



別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	森林簿林小班	
山口市阿東蔵目喜字中厩谷	耕2790	6012林班B21-0	<p>■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）</p> <p>【「主伐」を実施する場合】</p> <p>○経営管理実施権者（民間事業者）が主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を決定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>※経営管理権が伐採のみを行う民間事業者の場合は、植栽及び保育等を行う民間事業者（以下「丙」という。）と施業連携協定を締結し、植栽以降の施業について丙の了承を得て行うものとする。</p> <p>○主伐後の植栽については、地務え後、山口市森林整備計画の定めに沿ってスギ・ヒノキ等の植栽を実施（2,500本/haの密度を原則とし、施業地の状況に応じて判断）するものとする。</p> <p>○存続期間終了時に成林するよう、保育期間は原則10年以上を確保し、下刈り、除伐等を実施するものとする。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【「搬出間伐」を実施する場合】</p> <p>○経営管理実施権者が搬出間伐の施業、木材の販売等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>○経営管理実施権者が、存続期間中に搬出間伐を最低1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>※その後の主伐については、5年以上経過した後に行うこととする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>■乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）</p> <p>【「非経済林」として管理する場合】</p> <p>○乙は、存続期間中に本敷率50%程度の強度の間伐を1回実施することにより、針広混交林・複層林化を図るものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【「再委託に至るまでの森林」として管理する場合】</p> <p>○乙は、将来の経済林への移行を視野に、存続期間中に保育間伐を最低1回、又は成長度合いにより2回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○乙は、保育間伐実施から5年間について付保率30%の森林保険に加入するものとする。</p> <p>○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>※存続期間中又は次期以降の経営管理権集積計画において経営管理実施権を設定することとなった場合、それまでの森林施業に要した経費の10分の1を山口市森林環境整備基金に支払うものとする。</p>
山口市阿東蔵目喜字中厩谷	山2123-7	6012林班C46-0	
山口市阿東蔵目喜字中厩谷	山2123-7	6012林班C47-1	
			①
所在	地番	森林簿林小班	<p>②</p>



別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- 乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）  
【時期】
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

- 次の支払先に支払うものとする。  
（支払先） 甲の指定する口座

- 乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）

【時期】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 経 営 管 理 権 集 積 計 画

## 1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村		経営管理権を設定する森林の有者(甲)		乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)		経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(容)(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
	所在地	(名称) 山口市長 渡辺 純忠 (氏名又は名称)	所在地	(名称) 山口県山口市亀山町2番1号 (住所又は所在地)	所在	森林簿 林小班						
1	阿東蔵目喜集R2第5号	山口市阿東蔵目喜	山口市阿東蔵目喜	山368	6021林班B12-1	山林	0.8848	スギ	13	13	13	
2		山口市阿東蔵目喜	山口市阿東蔵目喜	山368	6021林班B12-2	山林	0.8848	スギ	13	13	13	
3		山口市阿東蔵目喜	山口市阿東蔵目喜	山379-17	6022林班B27-16	山林	0.1151	ヒノキ	52	18	18	
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考		
番号	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

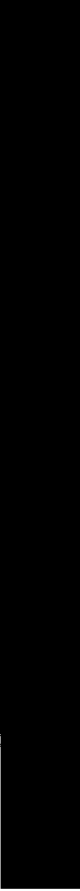
権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町 2 番 1 号

山口市長 渡辺 純忠

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所



- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別項とする。また、森林所有者が変更となった場合  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続によること。  
(3) は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( )  
書きで 2 段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1 筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで 2 段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」、「〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定めるところについて、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

① 甲は、甲が次のいずれかにかつに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他の不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合、

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入れさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙

は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがある場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されるときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

### (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

④ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損傷等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公共事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法  
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないこととし、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他  
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
所在	地番	森林簿林小班	
山口市阿東蔵目喜字奥赤松	山368	6021林班B12-1	<p>■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）</p> <p>【「主伐」を実施する場合】</p> <p>○経営管理実施権者（民間事業者）が主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権者が伐採する前に乙及び経営管理実施権者と協議して決めるものとする。</p> <p>※経営管理権実施権者が伐採のみの施業を行う民間事業者（以下「丙」という。）と施業連携協定を締結し、植栽以降の施業について丙の了承を得て行うものとする。</p> <p>○主伐後の植栽については、地帯後、山口市森林整備計画の定めに基づいて行うものとする。</p> <p>○存続期間終了時に成林するよう、保育期間は原則10年以上を確保し、下刈り、除伐等を実施するものとする。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【「搬出間伐」を実施する場合】</p> <p>○経営管理実施権者が搬出間伐の施業、木材の販売等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権者設定する前に乙及び経営管理実施権者と協議して決めるものとする。</p> <p>○経営管理実施権者が、存続期間中に搬出間伐を最低1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>※その後の主伐については、5年以上経過した後に行うこととする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
山口市阿東蔵目喜字奥赤松	山368	6021林班B12-2	
山口市阿東蔵目喜字田ノ方	山379-17	6022林班B27-16	
			<p>○乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）</p> <p>【「非経済林」として管理する場合】</p> <p>○乙は、存続期間中に本敷率50%程度の強度の間伐を1回実施することにより、針広混交林・復層林化を図るものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○乙は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【「再委託に至るまでの森林」として管理する場合】</p> <p>○乙は、将来の経済林への移行を視野に、存続期間中に保育間伐を最低1回、又は成長度合いにより2回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○乙は、保育間伐実施から5年間に付保率30%の森林保険に加入するものとする。</p> <p>○乙は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>※存続期間中又は次期以降の経営管理権集積計画において経営管理実施権を設定することとなった場合、それまでの森林施業に要した経費の10分の1を山口市森林整備基金に支払うものとする。</p>
所在	地番	森林簿林小班	

①

②





別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- 乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）  
【時期】
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

- 次の支払先に支払うものとする。  
（支払先） 甲の指定する口座

- 乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）

【時期】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 画 計 積 集 權 理 管 營 經

## I 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		所在地		地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	図面 No.	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理 権に基つ いて行わ れる経営 管理の内 容 (C)	木材の販売による収益か ら伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭 (D) の額 の算定方法	乙が甲にD を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考	
	阿東蔵目喜 集R2第6号	山口市長 渡辺 純忠 (氏名又は名称)	山口市 (名称)	山口県山口市亀山町2番1号 (所在地)														
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)																		
1	山口市阿東蔵目喜字久保	耕363	6014林班D53-1	山林	0.1058	スギ	62	11-17	2021.3.31	経営管理 権を設定 した日を 含む年度 の翌年度 の初日か ら起算し て15年を 経過する 日まで。 2036.3.31	別添1の ①参照	別添2の①参照	別添3参 照					
2	山口市阿東蔵目喜字片山	山220	6014林班D53-1	山林	0.5418	スギ	62	11-17										
3	山口市阿東蔵目喜字片山	山220	6014林班D54-1	山林	0.5418	スギ	62	11-17										
4	山口市阿東蔵目喜字片山	山220	6014林班D54-2	山林	0.5418	スギ	62	11-17										
5	山口市阿東蔵目喜字片山	山220	6014林班D57-0	山林	0.5418	スギ	62	11-17										
6	山口市阿東蔵目喜字久保	山2201	6014林班D57-0	山林	0.0181	スギ	62	11-17										
7	山口市阿東蔵目喜字久保	山2201	6014林班D59-0	山林	0.0181	スギ	57	11-17										
8	山口市阿東蔵目喜字上ノ山	山207	6014林班E67-0	山林	2.4507	スギ	62	11										
9	山口市阿東蔵目喜字上ノ山	山207	6014林班E69-1	山林	2.4507	スギ	62	11										
10	山口市阿東蔵目喜字上ノ山	山203	6014林班E77-0	山林	1.4587	スギ	67	10-11										
11	山口市阿東蔵目喜字上ノ山	耕3018	6014林班E82-0	山林	0.0528	スギ	74	11										
12	山口市阿東蔵目喜字上ノ山	山193	6014林班E84-0	山林	0.6059	スギ	65	11										
13	山口市阿東蔵目喜字道免	耕540	6018林班B16-2	山林	0.5582	スギ	59	17										
14	山口市阿東蔵目喜字道免	耕540	6018林班B16-3	山林	0.5582	スギ	34	17										
15	山口市阿東蔵目喜字道免	耕542-1	6018林班B18-2	山林	0.0898	ヒノキ	22	17										
16	山口市阿東蔵目喜字道免	山1643-2	6018林班B18-2	山林	0.023	ヒノキ	22	17										
17	山口市阿東蔵目喜字道免	耕535-第1	6018林班B24-0	山林	0.1239	ヒノキ	31	17										
18	山口市阿東蔵目喜字道免	耕535-第1	6018林班B30-2	山林	0.1239	スギ	52	17										
19																		
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		
26																		

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考				
番号	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種		現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 渡辺 純忠

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所



(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた書類を添付すること。  
 (3) は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
 (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該 (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容に記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容に記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定められるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に経営管理義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定めるところにより、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

① 甲は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

イ 甲が偽りその他の不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入れさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがある場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が（経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

### (9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損傷等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公共事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法  
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求められることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他  
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在地	地番	森林簿林小班	
山口市阿東蔵目喜字久保	耕363	6014林班E53-1	<p>■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）</p> <p>【「主伐」を実施する場合】</p> <p>○経営管理実施権者（民間事業者）が主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権者で協議して決めるとする。</p> <p>※経営管理権が伐採のみを行う民間事業者の場合は、植栽及び保育等を行う民間事業者（以下「丙」という。）と施業連携協定を締結し、植栽以降の施業について丙の了承を得て行うものとする。</p> <p>○主伐後の植栽については、地帯後、山口市森林整備計画の定めに従ってスギ・ヒノキ等の植栽を実施（2,500本/haの密度を原則とし、施業地の状況に応じて判断）するとともに、必要な維持管理を行うものとする。</p> <p>○存続期間終了時に成林するよう、保育期間は原則10年以上を確保し、下刈り、除伐等を実施するものとする。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【「撤出間伐」を実施する場合】</p> <p>○経営管理実施権者が撤出間伐の施業、木材の販売等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者が協議して決めるとする。</p> <p>○経営管理実施権者が、存続期間中に撤出間伐を最低1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○必要のない伐採は控える等、生物多様性に配慮した後にを行うこととする。</p> <p>○その後の主伐については、5年以上経過した後に行うこととする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>■乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）</p> <p>【「非経済林」として管理する場合】</p> <p>○乙は、存続期間中に本務率50%程度の強度の間伐を1回実施することにより、針広混交林・複層林化を図るものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【「再委託に至るまでの森林」として管理する場合】</p> <p>○乙は、将来の森林への移行を視野に、存続期間中に保育間伐を最低1回、又は成長度合いにより2回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○乙は、保育間伐実施から5年間について付保率30%の森林保険に加入するものとする。</p> <p>○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>※存続期間中又は次期以降の経営管理権集積計画において経営管理実施権を設定することとなった場合、それまでの森林施業に要した経費の10分の1を山口市森林環境整備基金に支払うものとする。</p>
山口市阿東蔵目喜字片山	山220	6014林班E53-1	
山口市阿東蔵目喜字片山	山220	6014林班E54-1	
山口市阿東蔵目喜字片山	山220	6014林班E54-2	
山口市阿東蔵目喜字片山	山220	6014林班E57-0	
山口市阿東蔵目喜字久保	山2201	6014林班E57-0	
山口市阿東蔵目喜字久保	山2201	6014林班E59-0	
山口市阿東蔵目喜字上ノ山	山207	6014林班E67-0	
山口市阿東蔵目喜字上ノ山	山207	6014林班E69-1	
山口市阿東蔵目喜字上ノ山	山203	6014林班E77-0	
山口市阿東蔵目喜字上ノ山	耕3018	6014林班E82-0	
山口市阿東蔵目喜字上ノ山	山193	6014林班E84-0	
山口市阿東蔵目喜字道免	耕540	6018林班B16-2	
山口市阿東蔵目喜字道免	耕540	6018林班B16-3	
山口市阿東蔵目喜字道免	耕542-1	6018林班B18-2	
山口市阿東蔵目喜字道免	山1643-2	6018林班B18-2	
山口市阿東蔵目喜字道免	耕535-第1	6018林班B24-0	
山口市阿東蔵目喜字道免	耕535-第1	6018林班B30-2	
所在地	地番	森林簿林小班	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林		材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	
所在	地番	森林簿林小班	材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
山口市阿東蔵目喜字久保	耕363	森林簿林小班 6014林班D53-1	<p>■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）</p> <p>【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】</p> <p>○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○搬出間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から搬出間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>【2. 木材の販売収益の額の算定方法】</p> <p>○主伐及び搬出間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>【3. 伐採等に要する経費の算定方法】</p> <p>○乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権者が算定する主伐に係る経費の見積額とする。</p> <p>○乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるとに当たって乙に提示し、経営管理実施権者が算定した額の見積額とする。</p> <p>○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び搬出間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な山口県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が算定する額とする。</p> <p>○乙が算定する搬出間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が算定した額の見積額とする。</p> <p>○乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権者の最終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が算定する額とする。</p> <p>【4. 留意事項】</p> <p>○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間、預り金の残高がなくなると、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。</p> <p>○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合は、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>■乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）</p> <p>【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】</p> <p>○経営管理に基づき乙が行った森林施業等の結果生じた収益は乙のものとする。</p> <p>【2. 留意事項】</p> <p>○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>
山口市阿東蔵目喜字片山	山220	6014林班D53-1	
山口市阿東蔵目喜字片山	山220	6014林班D54-1	
山口市阿東蔵目喜字片山	山220	6014林班D54-2	
山口市阿東蔵目喜字片山	山220	6014林班D57-0	
山口市阿東蔵目喜字久保	山2201	6014林班D57-0	
山口市阿東蔵目喜字久保	山2201	6014林班D59-0	
山口市阿東蔵目喜字上/山	山207	6014林班E67-0	
山口市阿東蔵目喜字上/山	山207	6014林班E69-1	
山口市阿東蔵目喜字上/山	山203	6014林班E77-0	
山口市阿東蔵目喜字上/山	耕3018	6014林班E82-0	
山口市阿東蔵目喜字上/山	山193	6014林班E84-0	
山口市阿東蔵目喜字道免	耕540	6018林班B16-2	
山口市阿東蔵目喜字道免	耕540	6018林班B16-3	
山口市阿東蔵目喜字道免	耕542-1	6018林班B18-2	
山口市阿東蔵目喜字道免	山1643-2	6018林班B18-2	
山口市阿東蔵目喜字道免	耕535-第1	6018林班B24-0	
山口市阿東蔵目喜字道免	耕535-第1	6018林班B30-2	
所在	地番	森林簿林小班	



別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- 乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）  
【時期】
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

- 次の支払先に支払うものとする。  
(支払先) 甲の指定する口座

- 乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）

【時期】

- 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。

【相手方及び方法】

- 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。

# 画 計 積 集 權 理 管 營 經

1. 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										備考		
	阿東蔵目喜集R2第7号	山口市長 渡辺 純忠	阿東蔵目喜集R2第7号	有者 (甲)	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	図面 No.	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)		経営管理 権に基づ いて行わ れる経営 管理の内 容 (C)	木材の販売による収益か ら伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭 (D) の額 の算定方法
1	山口市阿東蔵目喜字上ヶ町	山口市阿東蔵目喜字上ヶ町	山口市阿東蔵目喜字上ヶ町	喜字上ヶ町	山974	6011林班CS3-0	山林	1.3275	スギ	58	29	2021.3.31	経営管理 権を取定 した日を 含む年度 の翌日か ら起算し て15年を 経過する 日まで。 2036.3.31	別添1の ①参照	別添2の①参照	別添3参 照	
2	山口市阿東蔵目喜字中倉	山口市阿東蔵目喜字中倉	山口市阿東蔵目喜字中倉	喜字中倉	耕1698-1	6032林班C37-7	山林	0.6385	ヒノキ	38	44						
3	山口市阿東蔵目喜字中倉	山口市阿東蔵目喜字中倉	山口市阿東蔵目喜字中倉	喜字中倉	山2408	6032林班CG50-5	山林	0.1834	スギ	62	44						
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
21																	
22																	
23																	
24																	
25																	
26																	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考				
番号	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種		現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号 山口市長 渡辺 純忠

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所 [Redacted]

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた書類を添付すること。  
 (3) は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該 (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容に記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容に記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定められるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保管（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に「経営注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 甲は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入れさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがある場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行う旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が、（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損傷等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公共事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	森林簿林小班	
山口市阿東蔵目喜字上ケ町	山974	6011林班C53-0	<p>■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）</p> <p>【「主伐」を実施する場合】</p> <p>○経営管理実施権者（民間事業者）が主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を認定する前に乙及び経営管理実施権者が協議して決めるものとする。</p> <p>※経営管理権実施権者が伐採のみを行う民間事業者の場合は、植栽及び保育等を行う民間事業者（以下「丙」という。）と施業連携協定を締結し、植栽以降の施業については、地帯後、山口市森林整備計画の定めに沿ってスギ・ヒノキ等の植栽を実施（2,500本/haの密度を原則とし、主伐後の植栽に於いては、必要に維持管理を行うものとする。）</p> <p>○存続期間終了時に成林するよう、保育期間は原則10年以上を確保し、下刈り、除伐等を実施するものとする。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、深畔林における不必要な伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【「撤出間伐」を実施する場合】</p> <p>○経営管理実施権者が撤出間伐の施業、木材の販売等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者が協議して決めるものとする。</p> <p>○経営管理実施権者が、存続期間中に撤出間伐を最低1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>※その後の主伐については、5年以上経過した後に行うこととする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>■乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）</p> <p>【「非経済林」として管理する場合】</p> <p>○乙は、存続期間中に本残率50%程度の強度の間伐を1回実施することにより、針広混交林・復層林化を図るものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【「再委託に至るまでの森林」として管理する場合】</p> <p>○乙は、将来の経済林への移行を視野に、存続期間中に保育間伐を最低1回、又は成長度合いにより2回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○乙は、保育間伐実施から5年間に付いて付保率30%の森林保険に加入するものとする。</p> <p>○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>※存続期間中又は次期以降の経営管理権集積計画において経営管理実施権を設定することとなった場合、それまでの森林施業に要した経費の10分の1を山口市森林環境整備基金に支払うものとする。</p>
山口市阿東蔵目喜字中倉	耕1698-1	6032林班C37-7	
山口市阿東蔵目喜字中倉	山2408	6032林班C50-5	
所在	地番	森林簿林小班	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
所在	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
地番	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
山口市阿東蔵目喜字上ヶ町	■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合） 【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】 ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。 ○搬出間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から搬出間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 【2. 木材の販売収益の額の算定方法】 ○主伐及び搬出間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 【3. 伐採等に要する経費の算定方法】 ○乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び搬出間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な山口県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する搬出間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。 【4. 留意事項】 ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間には、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合には、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
山口市阿東蔵目喜字中倉	■乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合） 【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】 ○経営管理権に基づき乙が行った森林施業等の結果生じた収益はこのものとする。 【2. 留意事項】 ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
山口市阿東蔵目喜字中倉	
所在	森林権林小班
地番	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- 乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）  
【時期】
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

- 次の支払先に支払うものとする。  
（支払先） 甲の指定する口座

- 乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）

【時期】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。



# 経 営 管 理 権 集 積 計 画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村		経営管理権の設定を受ける森林の森林所有者(甲)		経営管理権の設定を受ける森林(ア)		経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に属する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
	(名称)	(所在地)	(氏名又は名称)	(所在地)	地番	森林簿 林小班						
阿東蔵目喜集R2第8号	山口市長 渡辺 純忠	山口県山口市亀山町2番1号	阿東蔵目喜集R2第8号	阿東蔵目喜集R2第8号	耕361	6014林班E54-2	山林	0.253	スギ	62	11-17	
					耕295-1	6016林班B19-1	山林	0.3194	スギ	62	5	
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												

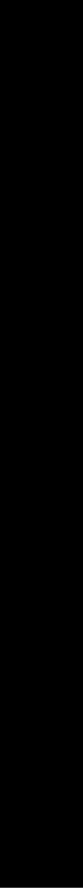
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考				
番号	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種		現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号 山口市長 渡辺 純忠

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所 

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別表とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続によること。  
(3) (A)欄の「面積」は、林地台帳に記載された地名、住所が記載された書類を添付すること。  
(4) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、当該経営管理集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該書きで2段書きにする。なお、当該経営管理集積計画の対面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該書きで2段書きにすること。  
(5) (A)欄の「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで2段書きにすること。  
(6) (B)欄は、「〇年」、「〇年〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定めるところに従って、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入れさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがある場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が（経営管理実施権が設定されるときには乙が（経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

④ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損傷等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公共事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法  
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を賦定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他  
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	森林簿林小班	<p>■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）</p> <p>【「主伐」を実施する場合】</p> <p>○経営管理実施権者（民間事業者）が主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権者が協定する前に乙及び経営管理実施権者と協議して決めるものとする。</p> <p>※経営管理実施権者が伐採のみを行う民間事業者の場合は、植栽及び保育等を行う民間事業者（以下「丙」という。）と施業連携協定を締結し、植栽以降の施業について丙の了承を得て行うものとする。</p> <p>○主伐後の植栽については、地帯後、山口市森林整備計画の定めに沿ってスギ・ヒノキ等の植栽を実施（2,500本/haの密度を原則とし、施業地の状況に応じて判断）することとし、必要な維持管理を行うものとする。</p> <p>○存続期間終了時に成林するよう、保育期間は原則10年以上を確保し、下刈り、除伐等を実施するものとする。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【「搬出間伐」を実施する場合】</p> <p>○経営管理実施権者が搬出間伐の施業、木材の販売等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者と協議して決めるものとする。</p> <p>○経営管理実施権者が、存続期間中に搬出間伐を最低1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>※その後の主伐については、5年以上経過した後に行うこととする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>■乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）</p> <p>【「非経済林」として管理する場合】</p> <p>○乙は、存続期間中に本数率50%程度の強度の間伐を1回実施することにより、針広混交林・複層林化を図るものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○乙は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【「再委託に至るまでの森林」として管理する場合】</p> <p>○乙は、将来の経済林への移行を視野に、存続期間中に保育間伐を最低1回、又は成長度合いにより2回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○乙は、保育間伐実施から5年間に付保率30%の森林保険に加入するものとする。</p> <p>○乙は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>※存続期間中又は次期以降の経営管理権集積計画において経営管理実施権を設定することとなった場合、それまでの森林施業に要した経費の10分の1を山口市森林環境整備基金に支払うものとする。</p>
所在地番	地番	
山口市阿東蔵目喜字久保	耕361	<p>①</p>
山口市阿東蔵目喜字芋ヶ迫	耕295-1	
所在	森林簿林小班	<p>②</p>
所在地番	地番	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合における甲に支払われべき金額 (D) の額の算定方法

対象森林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合における甲に支払われべき金額 (D) の額の算定方法	
所在	地番		
山口市阿東蔵目喜字久保	耕361	森林簿林小班 6014林班D54-2	<p>■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）</p> <p>【1. 甲に支払われべき金額の額の算定方法】</p> <p>○主伐について甲に支払われべき金額の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○搬出間伐について甲に支払われべき金額の額は、木材の販売による収益の額から搬出間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>【2. 木材の販売収益の額の算定方法】</p> <p>○主伐及び搬出間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>【3. 伐採等に要する経費の算定方法】</p> <p>○乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受け、るに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び搬出間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な山口県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○乙が算定する搬出間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権者の最終年度までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。</p> <p>【4. 留意事項】</p> <p>○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金としての必要がなくなるとする。</p> <p>○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合は、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>■乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）</p> <p>【1. 甲に支払われべき金額の額の算定方法】</p> <p>○経営管理権に基づき乙が行った森林施業等の結果生じた収益は乙のものとする。</p> <p>【2. 留意事項】</p> <p>○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>
山口市阿東蔵目喜字芋ヶ迫	耕295-1	6016林班B19-1	
所在	地番	森林簿林小班	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- 乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）  
【時期】
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

- 次の支払先に支払うものとする。  
（支払先） 甲の指定する口座

- 乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）

【時期】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 画 計 積 集 理 管 營 經

## 1. 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		経営管理権の設定を受ける森林(A)		経営管理権の始期	経営管理権の期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	備考								
	阿東蔵目喜集R2第9号	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	所在	地番						森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	図面 No.		
1	山口市阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	図面 No.	2021.3.31	経営管理権を設定した翌年度の初日から起算して15年を経過する日まで。 2036.3.31	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
2	山口市阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	図面 No.							
3	山口市阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	図面 No.							
4	山口市阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	図面 No.							
5	山口市阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	図面 No.							
6	山口市阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	図面 No.							
7	山口市阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	図面 No.							
8	山口市阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	図面 No.							
9	山口市阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	図面 No.							
10	山口市阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	図面 No.							
11	山口市阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	図面 No.							
12	山口市阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	図面 No.							
13	山口市阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	図面 No.							
14	山口市阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	図面 No.							
15	山口市阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	図面 No.							
16	山口市阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	図面 No.							
17																			
18																			
19																			
20																			
21																			
22																			
23																			
24																			
25																			
26																			



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考				
番号	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種		現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号 山口市長 渡辺 純忠

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所 [Redacted]

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた書類を添付すること。  
 (3) は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
 (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該 (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
 (4) (A) 欄は、「〇年」、「〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」、又は「〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するの同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に普通営業者を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定めるところにより、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

イ 甲が偽りその他不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

② 乙は、甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合

③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

⑤ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入れさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがある場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木

について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が（経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に関する明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

④ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する苗木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損傷等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公共事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は速滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受利益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受利益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受利益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受利益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	森林簿林小班	
山口市阿東蔵目喜字白岩	耕1085	6023林班C29-2	<p><b>■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合 (「経済林」として経営管理実施権が設定される場合)</b></p> <p><b>【「主伐」を実施する場合】</b></p> <p>○経営管理実施権者 (民間事業者) が主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権者が協議して決めるものとする。</p> <p>※経営管理実施権者が伐採のみを行う民間事業者の場合は、植栽及び保育等を行う民間事業者 (以下「丙」という。) と施業連携協定を締結し、植栽以降の施業について丙の了承を得て行うものとする。</p> <p>○主伐後の植栽については、地権後、山口市森林整備計画の定めに沿ってスギ・ヒノキ等の植栽を実施 (2,500本/haの密度を原則とし、施業地の状況に応じて判断) するとともに、必要な維持管理を行うものとする。</p> <p>○存続期間終了時に成林するよう、保育期間は原則10年以上を確保し、下刈り、除伐等を実施するものとする。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p><b>【「撤出間伐」を実施する場合】</b></p> <p>○経営管理実施権者が撤出間伐の施業、木材の販売等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者が協議して決めるものとする。</p> <p>○経営管理実施権者が、存続期間中に撤出間伐を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、5年以上経過した後に行うこととする。</p> <p>※その後の主伐については、5年以上経過した後に行うこととする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p><b>■乙が経営管理を行う場合 (経営管理実施権が設定されない場合)</b></p> <p><b>【「非経済林」として管理する場合】</b></p> <p>○乙は、存続期間中に本敷率50%程度の強度の間伐を1回実施することにより、針広混交林・複層林化を図るものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○乙は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p><b>【「再委託に至るまでの森林」として管理する場合】</b></p> <p>○乙は、将来の森林への移行を視野に、存続期間中に保育間伐を最低1回、又は成長度合いにより2回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○乙は、保育間伐実施から5年間に付保率30%の森林保険に加入するものとする。</p> <p>○乙は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>※存続期間中又は次期以降の経営管理権集積計画において経営管理実施権を設定することとなった場合、それまでの森林施業に要した経費の10分の1を山口市森林環境整備基金に支払うものとする。</p>
山口市阿東蔵目喜字白岩	山1853-1	6023林班C29-3	
山口市阿東蔵目喜字白岩	山1853-1	6023林班C29-4	
山口市阿東蔵目喜字白岩	耕1085	6023林班C29-9	
山口市阿東蔵目喜字後山	山559	6023林班C33-1	
山口市阿東蔵目喜字桐ヶ谷	山573	6023林班C38-1	
山口市阿東蔵目喜字白岩	耕1085	6023林班C38-3	
山口市阿東蔵目喜字桐ヶ谷	山573	6023林班C39-1	
山口市阿東蔵目喜字白岩	山476-1	6023林班C39-2	
山口市阿東蔵目喜字桐ヶ谷	山573	6023林班C39-2	
山口市阿東蔵目喜字白岩	山476-1	6023林班D56-5	
山口市阿東蔵目喜字白岩	山476-3	6023林班D56-5	
山口市阿東蔵目喜字白岩	山476-1	6023林班D56-6	
山口市阿東蔵目喜字白岩	山476-3	6023林班D56-6	
山口市阿東蔵目喜字白岩	耕1082	6023林班D56-6	
山口市阿東蔵目喜字高宇	耕1317	6028林班B56-5	
所在	地番	森林簿林小班	



別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- 乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）  
【時期】
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

- 次の支払先に支払うものとする。  
(支払先) 甲の指定する口座

- 乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）

【時期】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 画 計 積 集 理 管 營 經

## 1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村		所在地		森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	図面 No.	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理 権に基 いて行 われる 管理の 内容 (C)	木材の販 売等によ る収益か ら代採等 を控除し ておおよ ぼ利益が ある場合 において 甲に支払 わねばな らざる額 (D) の額 の算定方 法	乙が甲にD を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考	
	阿東蔵目喜 集R2第10号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	阿東蔵目喜 集R2第10号	経営管理権を設定する森林の森林所 有者 (甲)													
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)																	
1	山口市阿東蔵目喜字金ヶ峠	山11520	6008林班C56-1	山林	1.9029	スギ	77	15-21	2021.3.31	経営管理 権を設定 した日を 含む年度 の初日か ら起算し て15年を 経過する 日まで。 2036.3.31	別添1の ①参照	別添2の①参照	別添3参 照				
2	山口市阿東蔵目喜字金ヶ峠	山11520	6008林班C58-1	山林	1.9029	スギ	50	15-21									
3	山口市阿東蔵目喜字金ヶ峠	耕2984-1	6008林班C58-2	原野	0.2662	スギ	59	15-21									
4	山口市阿東蔵目喜字西金ヶ峠	山11687-4	6008林班C65-2	山林	0.1012	スギ	54	15									
5	山口市阿東蔵目喜字西金ヶ峠	山11687-5	6008林班C65-2	山林	0.2201	スギ	54	15									
6	山口市阿東蔵目喜字西金ヶ峠	山11687-4	6008林班C66-0	山林	0.1012	スギ	60	15									
7	山口市阿東蔵目喜字錦ヶ谷	山1113-6	6009林班A1-1	山林	0.2164	ヒノキ	39	15									
8	山口市阿東蔵目喜字櫛木ヶ谷	山11533-1	6009林班B18-1	山林	0.5005	ヒノキ	67	21									
9	山口市阿東蔵目喜字櫛木ヶ谷	山11533-1	6009林班B18-2	山林	0.5005	ヒノキ	40	21									
10	山口市阿東蔵目喜字櫛木ヶ谷	山11533-1	6009林班B20-1	山林	0.5005	スギ	65	21									
11	山口市阿東蔵目喜字櫛木ヶ谷	耕2966-3	6009林班B20-2	山林	0.0015	スギ	33	21									
12	山口市阿東蔵目喜字櫛木ヶ谷	耕2967	6009林班B20-2	山林	0.0424	スギ	65	21									
13	山口市阿東蔵目喜字櫛木ヶ谷	山11531-1	6009林班B25-1	山林	1.3456	スギ	65	21									
14	山口市阿東蔵目喜字櫛木ヶ谷	山11531-1	6009林班B25-2	山林	1.3456	スギ	33	21									
15	山口市阿東蔵目喜字櫛木ヶ谷	耕2967	6009林班B26-1	山林	0.0424	スギ	65	21									
16	山口市阿東蔵目喜字櫛木ヶ谷	山11531-1	6009林班B26-1	山林	1.3456	スギ	65	21									
17	山口市阿東蔵目喜字櫛木ヶ谷	耕2966-1	6009林班B26-2	山林	0.1453	スギ	49	21									
18	山口市阿東蔵目喜字櫛木ヶ谷	山11531-1	6009林班B27-0	山林	1.3456	スギ	67	21									
19	山口市阿東蔵目喜字宮ヶ谷	耕2912-1	6010林班B23-8	山林	0.0781	スギ	62	28									
20																	
21																	
22																	
23																	
24																	
25																	
26																	

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地		氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 渡辺 純忠

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所



(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別案とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた書類を添付すること。  
(3) は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該 (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。



## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定められるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に普通注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理実施権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

① 甲は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を消すことができる。

ア 甲が偽りその他の不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入れさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあるときと認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときは乙が（経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

### (9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容に甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損傷等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公共事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法  
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙の間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受利益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受利益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受利益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受利益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他  
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容		
所在地	地番	森林簿林小班	■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）		
山口市阿東蔵目喜字金ヶ埀	山1520	6008林班C56-1	【「主伐」を実施する場合】		
山口市阿東蔵目喜字金ヶ埀	山1520	6008林班C58-1	○経営管理実施権者（民間事業者）が主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権者が伐採する前に乙及び経営管理実施権者と協議して決めるものとする。		
山口市阿東蔵目喜字金ヶ埀	耕2984-1	6008林班C58-2	※経営管理実施権者が伐採の施業について丙の了承を得て行うものとする。		
山口市阿東蔵目喜字西金ヶ埀	山1687-4	6008林班C65-2	○協定を締結し、植栽以降の施業については、地権者、必要な維持管理を行うものとする。		
山口市阿東蔵目喜字西金ヶ埀	山1687-5	6008林班C65-2	○主伐後の植栽については、地権者に判断（判断）するとともに、必要な維持管理を行うものとする。		
山口市阿東蔵目喜字西金ヶ埀	山1687-4	6008林班C66-0	○存続期間終了時に成林するよう、保育期間は原則10年以上を確保し、下刈り、除伐等を実施するものとする。		
山口市阿東蔵目喜字瀧ヶ谷	山113-6	6009林班A1-1	○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。		
山口市阿東蔵目喜字瀧ヶ谷	山1533-1	6009林班B18-1	○経営管理実施権者は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。		
山口市阿東蔵目喜字瀧ヶ谷	山1533-1	6009林班B18-2	【「搬出間伐」を実施する場合】		
山口市阿東蔵目喜字瀧ヶ谷	山1533-1	6009林班B20-1	○経営管理実施権者が搬出間伐の施業、木材の販売等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者と協議して決めるものとする。		
山口市阿東蔵目喜字瀧ヶ谷	耕2966-3	6009林班B20-2	○経営管理実施権者は、存続期間中に搬出間伐を最低1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。		
山口市阿東蔵目喜字瀧ヶ谷	耕2967	6009林班B20-2	○必要ない伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。		
山口市阿東蔵目喜字瀧ヶ谷	山1531-1	6009林班B25-1	※その後の主伐については、5年以上経過した後に行うこととする。		
山口市阿東蔵目喜字瀧ヶ谷	山1531-1	6009林班B25-2	○経営管理実施権者は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。		
山口市阿東蔵目喜字瀧ヶ谷	耕2967	6009林班B26-1	■乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）		
山口市阿東蔵目喜字瀧ヶ谷	山1531-1	6009林班B26-1	【「非経済林」として管理する場合】		
山口市阿東蔵目喜字瀧ヶ谷	耕2966-1	6009林班B26-2	○乙は、存続期間中に本林率50%程度の強度の間伐を1回実施することにより、針広混交林・複層林化を図るものとする。		
山口市阿東蔵目喜字瀧ヶ谷	山1531-1	6009林班B27-0	○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。		
山口市阿東蔵目喜字瀧ヶ谷	耕2912-1	6010林班B23-8	○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。		
山口市阿東蔵目喜字瀧ヶ谷	耕2912-1		○乙は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。		
			【「再委託に至るまでの森林」として管理する場合】		
			○乙は、将来の経済林への移行を視野に、存続期間中に保育間伐を最低1回、又は成長度合いにより2回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。		
			○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。		
			○乙は、保育間伐実施から5年間に付保率30%の森林保険に加入するものとする。		
			○乙は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。		
			※存続期間中又は次期以降の経営管理権集積計画において経営管理実施権を設定することとなった場合、それまでの森林施業に要した経費の10分の1を山口市森林環境整備基金に支払うものとする。		
所在地	地番	森林簿林小班			

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合における甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合における甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
所在	地番	森林簿林小班	
山口市阿東蔵目喜字金ケ峠	山1520	6008林班C56-1	<p>■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）</p> <p>【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】</p> <p>○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○搬出間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から搬出間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>【2. 木材の販売収益の額の算定方法】</p> <p>○主伐及び搬出間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>【3. 伐採等に要する経費の算定方法】</p> <p>○乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるとする。</p> <p>○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び搬出間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な山口県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○乙が算定する搬出間伐における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の最終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。</p> <p>【4. 留意事項】</p> <p>○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。</p> <p>○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>■乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）</p> <p>【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】</p> <p>○経営管理権に基づき乙が行った森林施業等の結果生じた収益は乙のものとする。</p> <p>【2. 留意事項】</p> <p>○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>
山口市阿東蔵目喜字金ケ峠	山1520	6008林班C58-1	
山口市阿東蔵目喜字金ケ峠	耕2984-1	6008林班C58-2	
山口市阿東蔵目喜字西金ケ峠	山1687-4	6008林班C65-2	
山口市阿東蔵目喜字西金ケ峠	山1687-5	6008林班C65-2	
山口市阿東蔵目喜字西金ケ峠	山1687-4	6008林班C66-0	
山口市阿東蔵目喜字鍋ヶ浴	山113-6	6009林班A1-1	
山口市阿東蔵目喜字櫓木ヶ浴	山1533-1	6009林班B18-1	
山口市阿東蔵目喜字櫓木ヶ浴	山1533-1	6009林班B18-2	
山口市阿東蔵目喜字櫓木ヶ浴	山1533-1	6009林班B20-1	
山口市阿東蔵目喜字櫓木ヶ浴	耕2986-3	6009林班B20-2	
山口市阿東蔵目喜字櫓木ヶ浴	耕2967	6009林班B20-2	
山口市阿東蔵目喜字櫓木ヶ浴	山1531-1	6009林班B25-1	
山口市阿東蔵目喜字櫓木ヶ浴	山1531-1	6009林班B25-2	
山口市阿東蔵目喜字櫓木ヶ浴	耕2967	6009林班B26-1	
山口市阿東蔵目喜字櫓木ヶ浴	山1531-1	6009林班B26-1	
山口市阿東蔵目喜字櫓木ヶ浴	耕2966-1	6009林班B26-2	
山口市阿東蔵目喜字櫓木ヶ浴	山1531-1	6009林班B27-0	
山口市阿東蔵目喜字宮ヶ浴	耕2912-1	6010林班B23-8	
所在	地番	森林簿林小班	

①

②

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）

【時期】

○経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。

（支払先） 甲の指定する口座

■乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）

【時期】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称) 山口市長 渡辺 純忠 (氏名又は名称)		(所在地) 山口県山口市亀山町2番1号 (住所又は所在地)		備考								
	阿東蔵目喜集R2第11号	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	所在	地番	森林簿 林小班	地目		面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	図面 No.	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理 権に基づ いて行わ れる経営 管理の内 容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
1	山口市阿東蔵目喜字田ノ方	山11812	山11812	6022林班A8-2	山林	山林	1.1507	スギ	55	12-18	2021.3.31	経営管理権を設定した日を含む年度の初日から起算して15年を経過する日まで。 2036.3.31	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考		
番号	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 渡辺 純忠

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所 [Redacted]

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別表とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた書類を添付すること。  
 (3) は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該 ( ) 書きで2段書きにすること。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容に記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」、「〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を受取するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 甲は、甲が次のいずれかに該当する場合に、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあるときと認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときは乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災 equal 等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。



- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損傷等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公共事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙の間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	森林簿林小班	
山口市阿東蔵目喜字田ノ方	山1812	森林簿林小班 6022林班A8-2	<p>■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合） 【「主伐」を実施する場合】 ○経営管理実施権者（民間事業者）が主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の実施、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者と協議して決めるものとする。 ※経営管理実施権者が伐採のみを行う民間事業者の場合は、植栽及び保育等を行う民間事業者（以下「丙」という。）と施業連携協定を締結し、植栽以降の施業について丙の了承を得て行うものとする。 ○主伐後の植栽については、地帯後、山口市森林整備計画の定めに沿ってスギ・ヒノキ等の植栽を実施（2,500本/haの密度を原則とし、施業地の状況に応じて判断）するものとする。 ○存続期間終了時に成林するよう、保育期間は原則10年以上を確保し、下刈り、除伐等を実施するものとする。 ○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。 ○経営管理実施権者は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 【「搬出間伐」を実施する場合】 ○経営管理実施権者が搬出間伐の実施、木材の販売等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者と協議して決めるものとする。 ○経営管理実施権者が、存続期間中に搬出間伐を最低1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ※その後の主伐については、5年以上経過した後に行うものとする。 ○経営管理実施権者は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>■乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合） 【「非経済林」として管理する場合】 ○乙は、存続期間中に本教率50％程度の強度の間伐を1回実施することにより、針広混交林・複層林化を図るものとする。 ○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。 ○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 【「再委託に至るまでの森林」として管理する場合】 ○乙は、将来の経済林への移行を視野に、存続期間中に保育間伐を最低1回、又は成長度合いにより2回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。 ○乙は、保育間伐実施から5年間について付保率30％の森林保険に加入するものとする。 ○乙は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ※存続期間中又は次期以降の経営管理権集積計画において経営管理実施権を設定することとなった場合、それまでの森林施業に要した経費の10分の1を山口市森林環境整備基金に支払うものとする。</p>
		森林簿林小班	
		地番	
		所在	



別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- 乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）  
【時期】
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

- 次の支払先に支払うものとする。  
(支払先) 甲の指定する口座

- 乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）

【時期】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		所在地		地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	図面 No.	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理 権に基 いて行 われる 管理の 内容 (C)	木材の販売による収益か ら伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭 (D) の額 の算定方法	乙が甲にD を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考	
	阿東蔵目喜 集R2第12号	山口市長 渡辺 純忠 (氏名又は名称)	山口市阿東蔵目喜字白岩 山474-3	山口市阿東蔵目喜字白岩 山474-3														
1	山口市阿東蔵目喜字白岩	山474-3	6023林班B26-0	山林	0.0979	ヒノキ	62	18	2021.3.31	別添1の ①参照	別添2の①参照	別添3参 照						
2	山口市阿東蔵目喜字白岩	山474-3	6023林班B27-1	山林	0.0979	ヒノキ	34	18										
3	山口市阿東蔵目喜字白岩	山477	6023林班C40-1	山林	1.4138	スギ	49	19										
4	山口市阿東蔵目喜字白岩	山478	6023林班C40-1	山林	1.6223	スギ	62	19										
5	山口市阿東蔵目喜字白岩	山477	6023林班C40-2	山林	1.4138	スギ	49	19										
6	山口市阿東蔵目喜字白岩	山477	6023林班C41-1	山林	1.4138	スギ	49	19										
7	山口市阿東蔵目喜字白岩	山478	6023林班C41-2	山林	1.6223	スギ	62	19										
8	山口市阿東蔵目喜字百尻	山568-1	6023林班D51-0	山林	0.2276	ヒノキ	38	19										
9	山口市阿東蔵目喜字百尻	山567-3	6023林班D53-2	山林	0.022	ヒノキ	52	18・19										
10	山口市阿東蔵目喜字百尻	山568-1	6023林班D53-3	山林	0.2276	ヒノキ	38	19										
11	山口市阿東蔵目喜字白岩	耕1080	6023林班D56-4	山林	0.2679	スギ	47	18										
12	山口市阿東蔵目喜字白岩	山474-3	6023林班D56-7	山林	0.0979	ヒノキ	31	18										
13	山口市阿東蔵目喜字百尻	山567-3	6023林班D58-3	山林	0.022	ヒノキ	38	18・19										
14	山口市阿東蔵目喜字上成谷	耕1275-1	6024林班C55-0	山林	0.1857	スギ	18	25										
15	山口市阿東蔵目喜字柳ヶ平	山1617-3	6024林班C65-0	山林	1.6821	スギ	60	19										
16	山口市阿東蔵目喜字成谷	山1587	6024林班C67-1	山林	0.3076	スギ	29	19										
17	山口市阿東蔵目喜字上成谷	耕1220-1	6024林班C67-5	山林	0.3913	スギ	18	25										
18	山口市阿東蔵目喜字成谷	山1587	6024林班C68-1	山林	0.3076	スギ	62	19										
19	山口市阿東蔵目喜字神田	山1628	6027林班E22-2	山林	0.7834	ヒノキ	45	25										
20	山口市阿東蔵目喜字神田	山1628	6027林班E23-1	山林	0.7834	スギ	60	25										
21	山口市阿東蔵目喜字谷	山1631	6027林班B23-1	山林	1.1653	スギ	60	24・25										
22	山口市阿東蔵目喜字谷	山1631	6027林班B23-2	山林	1.1653	スギ	60	24・25										
23	山口市阿東蔵目喜字最島	山1655-2	6028林班B56-2	山林	0.5479	ヒノキ	46	25										
24																		
25																		
26																		

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考		
番号	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 渡辺 純忠

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続によること。  
(3) は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該 (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」、「〇年〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

① 経営管理実施権集積計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権集積計画が定められる場合には、経営管理実施権集積計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に普通経営義務を負い、甲は、当該経営管理実施権集積計画の定めるところにより、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権集積計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

① 甲は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他の不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあるときと認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が（経営管理実施権が設定される場合には経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

### (9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

④ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損傷等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公共事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法  
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受利益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受利益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受利益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受利益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他  
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。



別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	
山口市阿東蔵目喜字白岩	山474-3	<p>■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）</p> <p>【「主伐」を実施する場合】</p> <p>○経営管理実施権者（民間事業者）が主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権者が協定して決められるものとする。</p> <p>※経営管理実施権者が伐採のみを行う民間事業者の場合は、植栽及び保育等を行う民間事業者（以下「丙」という。）と施業連携協定を締結し、植栽以降の施業について丙の了承を得て行うものとする。</p> <p>○主伐後の植栽については、地帯後、山口市森林整備計画の定めに沿ってスギ・ヒノキ等の植栽を実施（2,500本/haの密度を原則とし、施業地の状況に応じて判断）することにも、必要な維持管理を行うものとする。</p> <p>○存続期間終了時に成林するよう、保育期間は原則10年以上を確保し、下刈り、除伐等を実施するものとする。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【「搬出間伐」を実施する場合】</p> <p>○経営管理実施権者が搬出間伐の施業、木材の販売等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者が協定して決められるものとする。</p> <p>○経営管理実施権者が、存続期間中に搬出間伐を最低1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>※その後の主伐については、5年以上経過した後に行うこととする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>■乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）</p> <p>【「非経済林」として管理する場合】</p> <p>○乙は、存続期間中に本敷率50%程度の強度の間伐を1回実施することにより、斜広混交林・複層林化を図るものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【「再委託」に至るまでの森林」として管理する場合】</p> <p>○乙は、将来の経済林への移行を視野に、存続期間中に保育間伐を最低1回、又は成長度合いにより2回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○乙は、保育間伐実施から5年間に付保率30%の森林保険に加入するものとする。</p> <p>○乙は、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>※存続期間中又は次期以降の経営管理権集積計画において経営管理実施権を設定することとなった場合、それまでの森林施業に要した経費の10分の1を山口市森林環境整備基金に支払うものとする。</p>
山口市阿東蔵目喜字白岩	山474-3	
山口市阿東蔵目喜字白岩	山477	
山口市阿東蔵目喜字白岩	山478	
山口市阿東蔵目喜字白岩	山477	
山口市阿東蔵目喜字白岩	山477	
山口市阿東蔵目喜字白岩	山478	
山口市阿東蔵目喜字百尻	山568-1	
山口市阿東蔵目喜字百尻	山567-3	
山口市阿東蔵目喜字百尻	山568-1	
山口市阿東蔵目喜字白岩	耕1080	
山口市阿東蔵目喜字白岩	山474-3	
山口市阿東蔵目喜字百尻	山567-3	
山口市阿東蔵目喜字上成谷	耕1275-1	
山口市阿東蔵目喜字櫛ヶ平	山1617-3	
山口市阿東蔵目喜字成谷	山1587	
山口市阿東蔵目喜字上成谷	耕1220-1	
山口市阿東蔵目喜字成谷	山1587	
山口市阿東蔵目喜字神田	山1628	
山口市阿東蔵目喜字神田	山1628	
山口市阿東蔵目喜字谷	山1631	
山口市阿東蔵目喜字谷	山1631	
山口市阿東蔵目喜字長島	山1655-2	
所在	地番	森林簿林小班

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

対象森林		対象森林		対象森林	
所在地	地番	所在地	地番	所在地	地番
山口市阿東蔵目喜字白岩	山474-3	森林簿林小班			
山口市阿東蔵目喜字白岩	山474-3	6023林班B26-0			
山口市阿東蔵目喜字白岩	山477	6023林班B27-1			
山口市阿東蔵目喜字白岩	山478	6023林班C40-1			
山口市阿東蔵目喜字白岩	山477	6023林班C40-1			
山口市阿東蔵目喜字白岩	山478	6023林班C41-1			
山口市阿東蔵目喜字白岩	山478	6023林班C41-2			
山口市阿東蔵目喜字百尻	山568-1	6023林班D51-0			
山口市阿東蔵目喜字百尻	山567-3	6023林班D53-2			
山口市阿東蔵目喜字百尻	山568-1	6023林班D53-3			
山口市阿東蔵目喜字白岩	耕1080	6023林班D56-4			
山口市阿東蔵目喜字白岩	山474-3	6023林班D56-7			
山口市阿東蔵目喜字百尻	山567-3	6023林班D58-3			
山口市阿東蔵目喜字上成谷	耕1275-1	6024林班C55-0			
山口市阿東蔵目喜字櫛ヶ平	山617-3	6024林班C65-0			
山口市阿東蔵目喜字成谷	山587	6024林班C67-1			
山口市阿東蔵目喜字上成谷	耕1220-1	6024林班C67-5			
山口市阿東蔵目喜字成谷	山587	6024林班C69-1			
山口市阿東蔵目喜字神田	山628	6027林班B22-2			
山口市阿東蔵目喜字神田	山628	6027林班B23-1			
山口市阿東蔵目喜字谷	山631	6027林班B23-1			
山口市阿東蔵目喜字谷	山631	6027林班B23-2			
山口市阿東蔵目喜字長島	山655-2	6028林班B56-2			
所在	地番	森林簿林小班			

木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

- 乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）
- 【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】
- 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。
- 搬出間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から搬出間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
- 【2. 木材の販売収益の額の算定方法】
- 主伐及び搬出間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
- 【3. 伐採等に要する経費の算定方法】
- 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
- 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるとに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
- 乙が算定する主伐後の植栽、保育及び搬出間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な山口県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
- 乙が算定する搬出間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
- 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権者の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。
- 【4. 留意事項】
- 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
- 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合には、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

■乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）

- 【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】
- 経営管理権に基づき乙が行った森林施業等の結果生じた収益は乙のものとする。
- 【2. 留意事項】
- 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）

【時期】

○経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。

（支払先） 甲の指定する口座

■乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）

【時期】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 經營管理權集積計畫画

1 個別事項

整理番号	經營管理權の設定を受ける市町村 (乙)		所在		地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	図面 No.	乙が經營管理權の設定を受ける森林 (A)		經營管理 權の存続 期間 (終期) (B)	經營管理 權に基づ いて行わ れる經營 管理の内 容 (C)	木材の販売による収益か ら伏検等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭 (D) の額 の算定方法	乙が甲にD を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考
	阿東蔵目喜 集R2第13号	山口市長 渡辺 純忠 (氏名又は名称)	山口市阿東蔵目喜字落合	山口市阿東蔵目喜字落合								經營管理 權の始期	經營管理 權の①参照					
1	山口市阿東蔵目喜字落合	耕2534-3	6002林班C16-0	山林	0.8652	スギ	59	40		2021.3.31	經營管理 權を設定 した日を 含む年度 の翌年度 の初日か ら起算し て15年を 経過する 日まで。 2036.3.31	別添1の ①参照	別添2の①参照	別添3参 照				
2	山口市阿東蔵目喜字落合	耕2534-3	6002林班C17-0	山林	0.8652	スギ	86	40										
3	山口市阿東蔵目喜字落合	耕2534-3	6002林班C18-2	山林	0.8652	ヒノキ	40	40										
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		
26																		

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考		
番号	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

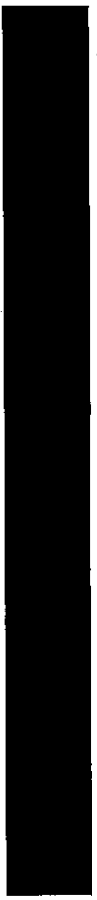
権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 渡辺 純忠

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所



(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別表とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該 (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 甲は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他の不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入れさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあるとき認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときは乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損傷等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公共事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受利益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受利益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受利益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受利益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他  
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	森林簿林小班	
山口市阿東蔵目喜字落合	耕2534-3	6002林班C16-0	<p>■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合(「経済林」として経営管理実施権が設定される場合)                  【「主伐」を実施する場合】                  ○経営管理実施権者(民間事業者)が主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の実施、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。その方法は、経営管理実施権者が伐採の前に乙及び経営管理実施権者と協議して決めるものとする。                  ※経営管理権の委託は、植栽及び保育を行う民間事業者(以下「丙」という。)と施業連携協定を締結し、植栽以降の施業について丙の了承を得て行うものとする。                  ○主伐後の植栽については、地帯後、山口市森林整備計画の定めに沿ってスギ・ヒノキ等の植栽を実施(2,500本/haの密度を原則とし、施業地の状況に応じて判断)することとする。                  ○存続期間終了時に成林するよう、保育期間は原則10年以上を確保し、下刈り、除伐等を実施するものとする。                  ○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。                  ○経営管理実施権者は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。                  【「搬出間伐」を実施する場合】                  ○経営管理実施権者が搬出間伐の実施、木材の販売等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権者を設定する前に乙及び経営管理実施権者と協議して決めるものとする。                  ○経営管理実施権者が、存続期間中に搬出間伐を最低1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。                  ※その後の主伐については、5年以上経過した後に行うこととする。                  ○経営管理実施権者は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>■乙が経営管理を行う場合(経営管理実施権が設定されない場合)                  【「非経済林」として管理する場合】                  ○乙は、存続期間中に本敷率50%程度の強度の間伐を1回実施することにより、針広混交林・複層林化を図るものとする。                  ○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。                  ○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。                  ○乙は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。                  【「再委託に至るまでの森林」として管理する場合】                  ○乙は、将来の経済林への移行を視野に、存続期間中に保育間伐を最低1回、又は成長度合いにより2回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。                  ○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。                  ○乙は、保育間伐実施から5年間について付保率30%の森林保険に加入するものとする。                  ○乙は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。                  ※存続期間中又は次期以降の経営管理権集積計画において経営管理実施権を設定することとなった場合、それまでの森林施業に要した経費の10分の1を山口市森林環境整備基金に支払うものとする。</p>
山口市阿東蔵目喜字落合	耕2534-3	6002林班C17-0	
山口市阿東蔵目喜字落合	耕2534-3	6002林班C18-2	
所在	地番	森林簿林小班	
			<p>②</p>





別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- 乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）  
【時期】
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

- 次の支払先に支払うものとする。  
（支払先） 甲の指定する口座

- 乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）

【時期】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 画 計 積 集 權 理 管 營 經

1. 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)		(所在地)		経営管理権の存続期間(終期) (B)	経営管理権に基いて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合におけるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考		
	阿東蔵目喜集R2第14号	山口市長 渡辺 純忠	山口県山口市亀山町2番1号	(住所又は所在地)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													
番号	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	図面 No.	経営管理 権の始期	経営管理 権を設定した日を 含む年度の 翌年度の 初日か ら起算し て15年を 経過する 日まで。 2036.3.31	別添1の ①参照	別添2の①参照	別添3参 照
1	山口市阿東蔵目喜字暮ヶ谷	山2063-12	600 林班B18-0	山林	0.7926	スギ・雑木	65	34	2021.3.31				
2	山口市阿東蔵目喜字暮ヶ谷	山2063-12	600 林班B20-1	山林	0.7926	スギ・雑木	82	34					
3	山口市阿東蔵目喜字暮ヶ谷	山2063-14	600 林班B20-1	山林	0.0072	スギ	82	34					
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考		
番号	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

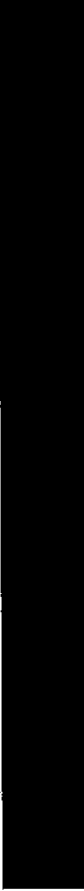
権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 渡辺 純忠

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所



(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続によること。  
(3) は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( )  
書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」、「〇月〇日」までと記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定めるところにより、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林  
当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 甲は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

イ 甲が偽りその他不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

ロ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災害等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入れさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙

は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあるとき認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかつた場合)

① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

④ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生ずる樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損傷等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公共事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法  
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他  
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。







別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- 乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）  
【時期】
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

- 次の支払先に支払うものとする。  
（支払先） 甲の指定する口座

- 乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）

【時期】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 經營管理權集積計畫

## 1 個別事項

整理番号	經營管理權の設定を受ける市町村 (乙)		(名称) 山口市長 渡辺 純忠 (氏名又は名称)		(所在地) 山口市亀山町2番1号 (住所又は所在地)		備考							
	阿東蔵目喜集R2第15号	經營管理權を設定する森林の森林所有者 (甲)	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha		現況 樹種	現況 林齢	図面 No.	經營管理 權の開始 期	經營管理 權の存続 期間 (終期) (B)	經營管理 權に基づ いて行わ れる經營 管理の内 容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法
	乙が經營管理權の設定を受ける森林 (A)													
1	山口市阿東蔵目喜字白岩	山477-1	6023林班C44-2	山林	0.0955	スギ	49	18・19	2021.3.31	經營管理權を設定した日を 含む年度の 翌年度の の初日から 起算して 15年を 経過する 日まで。 2036.3.31	別添1の ①参照	別添2の①参照	別添3参照	
2	山口市阿東蔵目喜字谷	山522	6027林班B34-1	山林	0.1325	スギ	62	24・30						
3	山口市阿東蔵目喜字夜打ヶ追	山526	6024林班A12-3	山林	0.5086	スギ	57	24						
4	山口市阿東蔵目喜字洞ヶ浴	山572-1	6023林班C38-3	山林	0.0715	スギ	28	18・19						
5	山口市阿東蔵目喜字後谷	山603-2	6028林班B24-0	山林	0.3017	スギ	67	25						
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考		
番号	所在	地番	森林簿 森林小 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 渡辺 純忠

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められる場合は、特例手続により定められた書類を添付すること。  
(3) は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該 ( ) 書きで2段書きにすること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定めるところについて、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の所有者となつた者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲及び乙は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入れさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがある場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が(経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかつた場合)

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

④ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険 (経営管理実施権が設定された場合)
- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生ずる樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損傷等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公共事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求められることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴取する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。





別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- 乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）  
【時期】
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

- 次の支払先に支払うものとする。  
（支払先） 甲の指定する口座

- 乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）

【時期】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。



# 経営管理権集積計画

1 個別事項		(名称)		(所在地)		経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権の始期	経営管理権の内容	木材の販売による収益から採算等に要する経費を控除してなお利益がある場合における甲に支払われるべき金銭(①)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
整理番号	阿東蔵目喜集R2第17号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	山口市長 渡辺 純忠	山口県山口市亀山町2番1号	(住所又は所在地)							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)						
番号	所在	地番	森林簿林小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	図面No.				
1	山口市阿東蔵目喜字堂ノ巣	耕2212	6006林班A6-0	山林	0.2725	スギ	72	35	別添2の①参照			
2	山口市阿東蔵目喜字とふのす	山1241-1	6006林班A6-0	山林	1.2491	スギ	72	35・42	別添2の①参照			
3	山口市阿東蔵目喜字とふのす	山1241-2	6006林班A6-0	山林	0.0131	スギ	72	35	別添2の①参照			
4	山口市阿東蔵目喜字堂ノ巣	耕2212	6006林班A8-3	山林	0.2725	ヒノキ	27	35	別添1の①参照			
5	山口市阿東蔵目喜字堂ノ巣	耕2212	6006林班A8-4	山林	0.2725	スギ	51	35	別添1の①参照			
6	山口市阿東蔵目喜字堂ノ巣	耕2213	6006林班A8-4	山林	0.0149	スギ	51	35	別添1の①参照			
7	山口市阿東蔵目喜字堂ノ巣	耕2212	6006林班A8-6	山林	0.2725	スギ	47	35	別添1の①参照			
8	山口市阿東蔵目喜字堂ノ巣	耕2212	6006林班A8-7	山林	0.2725	スギ	47	35	別添1の①参照			
9	山口市阿東蔵目喜字とふのす	耕2209	6006林班A9-0	山林	0.0382	スギ	64	35	別添1の①参照			
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B)			備考		
	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

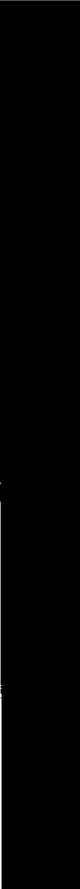
権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 渡辺 純忠

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所



- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別乗とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該 ( ) 書きで2段書きにすること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理集積計画の定めるところにより設定される経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を受取ることも、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。  
② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に普管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次にいずれかに該当する場合には、この経営管理集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理集積計画に定められる経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入れさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該施設を設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがある場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときは乙が（経営管理実施権者が設定されるときには乙が（経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損傷等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公共事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合には、甲と乙との間で金銭の支払が生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権集積計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権集積計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権集積計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年一回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権集積計画により設定された経営管理実施権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理実施権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理実施権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。



別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林		材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	
所在	地番	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	
山口市阿東蔵目喜字堂ノ果	森林簿林小班 6006林班A6-0	耕2212	<p>■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合(「経済林」として経営管理実施権が設定される場合)</p> <p>【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】</p> <p>○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○撤出間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から撤出間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>【2. 木材の販売収益の額の算定方法】</p> <p>○主伐及び撤出間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>【3. 伐採等に要する経費の算定方法】</p> <p>○乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び撤出間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受け、事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○乙が算定する撤出間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の最終までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。</p> <p>【4. 留意事項】</p> <p>○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲から預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間には、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。</p> <p>○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合には、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>■乙が経営管理を行う場合(経営管理実施権が設定されない場合)</p> <p>【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】</p> <p>○経営管理権に基づき乙が行った森林施業等の結果生じた収益は乙のものとする。</p> <p>【2. 留意事項】</p> <p>○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>
山口市阿東蔵目喜字とふのす	6006林班A6-0	山1241-1	
山口市阿東蔵目喜字とふのす	6006林班A6-0	山1241-2	
山口市阿東蔵目喜字堂ノ果	6006林班A8-3	耕2212	
山口市阿東蔵目喜字堂ノ果	6006林班A8-4	耕2212	
山口市阿東蔵目喜字堂ノ果	6006林班A8-4	耕2213	
山口市阿東蔵目喜字堂ノ果	6006林班A8-6	耕2212	
山口市阿東蔵目喜字堂ノ果	6006林班A8-7	耕2212	
山口市阿東蔵目喜字とふのす	6006林班A9-0	耕2209	
所在	森林簿林小班	地番	

①

②

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- 乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）  
【時期】
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

- 次の支払先に支払うものとする。  
（支払先） 甲の指定する口座

- 乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）

【時期】

- 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。

【相手方及び方法】

- 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。

# 經營管理權集積計畫

1. 個別事項

整理番号	經營管理權の設定を受ける市町村		經營管理權の設定を受ける森林の森林所有者 (甲)		乙が經營管理權の設定を受ける森林 (A)		經營管理權の始期	經營管理權の存続期間 (終期) (B)	經營管理權に基づいて行われる經營管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
	阿東蔵目喜集R2第18号	山口市長 渡辺 純忠 (氏名又は名称)	山口市長 渡辺 純忠 (氏名又は名称)	山口市亀山町2番1号 (所在地)	所在地	所在						
1	山口市阿東蔵目喜字大判	耕1515	6028林班E112-4	山林	0.2382	スギ	32	30-31	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
2	山口市阿東蔵目喜字四本松	耕1374	6029林班EA28-1	山林	0.2738	ヒノキ	61	37				
3	山口市阿東蔵目喜字四本松	耕1374	6029林班EA28-2	山林	0.2738	スギ	61	37				
4	山口市阿東蔵目喜字四本松	耕1374	6029林班EA94-10	山林	0.2738	スギ	25	37				
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考				
番号	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種		現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所

山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 渡辺 純忠

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所



(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別表とする。  
 (2) 共有者不明森林又は所有権不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該 (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定められるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を受取ることも、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に普通注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他の不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。  
森林への立入り及び施設の利用等
- ⑤ 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ⑥ 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ⑦ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがある場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行う旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときは乙が（経営管理実施権が設定されるときには乙が（経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする）

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損傷等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公共事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払が生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受利益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受利益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受利益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受利益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	森林簿林小班	
山口市阿東蔵目喜字大判	耕1515	6028林班D112-4	<p>■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）</p> <p>【「主伐」を実施する場合】</p> <p>○経営管理実施権者（民間事業者）が主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を認定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>※経営管理権の継承は、植栽及び保育等を行う民間事業者（以下「丙」という。）と施業連携協定を締結し、植栽以降の施業については、丙の了承を得て行うものとする。</p> <p>○主伐後の植栽については、地帯後、山口市森林整備計画の定めに従ってスギ・ヒノキ等の植栽を実施（2,500本/haの密度を原則とし、施業地の状況に応じて判断）するものとする。</p> <p>○存続期間終了時に成林するよう、保育期間は原則10年以上を確保し、下刈り、除伐等を実施するものとする。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【「搬出間伐」を実施する場合】</p> <p>○経営管理実施権者が搬出間伐の施業、木材の販売等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>○経営管理実施権者が、存続期間中に搬出間伐を最低1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>※その後の主伐については、5年以上経過した後に行うこととする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
山口市阿東蔵目喜字四本松	耕1374	6029林班A28-1	
山口市阿東蔵目喜字四本松	耕1374	6029林班A28-2	
山口市阿東蔵目喜字四本松	耕1374	6029林班A34-10	
			<p>①</p> <p>■乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）</p> <p>【「非経済林」として管理する場合】</p> <p>○乙は、存続期間中に本敷率50%程度の強度の間伐を1回実施することにより、針広混交林・複層林化を図るものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【「再委託に至るまでの森林」として管理する場合】</p> <p>○乙は、将来の経済林への移行を視野に、存続期間中に保育間伐に最低1回、又は成長度合いにより2回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○乙は、保育間伐実施から5年間に付保率30%の森林保険に加入するものとする。</p> <p>○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>※存続期間中又は次期以降の経営管理権集積計画において経営管理実施権を設定することとなった場合、それまでの森林施業に要した経費の10分の1を山口市森林環境整備基金に支払うものとする。</p>
			<p>②</p>



別添 3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- 乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）  
【時期】
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

- 次の支払先に支払うものとする。  
(支払先) 甲の指定する口座

- 乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）

【時期】

- 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。

【相手方及び方法】

- 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。

# 画 計 積 集 權 理 管 營 經

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		経営管理権の設定を受ける森林の森林所有者 (甲)		乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基いて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から採算等において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
	阿東蔵目喜集R2第19号	山口市長 渡辺 純忠	阿東蔵目喜集R2第19号	阿東蔵目喜集R2第19号	所在	地番	森林簿林小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	図面 No.							
1	山口市阿東蔵目喜字小谷頭	山2029	6006林班B27-2	山林	0.0383	スギ	61	35	経営管理権を設定した日を含まず、翌年度の初日から起算して15年を経過する日まで。 2036.3.31	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照							
2	山口市阿東蔵目喜字小谷頭	山1290	6006林班B29-0	山林	0.608	スギ	83	35											
3	山口市阿東蔵目喜字牛ノ皮	山1299	6006林班B38-1	山林	1.0521	スギ	45	35											
4	山口市阿東蔵目喜字下小谷	山11316-1	6006林班B38-1	山林	0.2863	スギ	45	35											
5	山口市阿東蔵目喜字牛ノ皮	山1299	6006林班B39-1	山林	1.0521	スギ	59	35											
6	山口市阿東蔵目喜字黒鶴	山1304	6006林班B40-1	山林	0.0813	スギ	62	35											
7	山口市阿東蔵目喜字牛ノ皮	山1299	6006林班B46-0	山林	1.0521	スギ	61	35											
8	山口市阿東蔵目喜字黒鶴	山1304	6006林班B46-0	山林	0.0813	スギ	61	35											
9	山口市阿東蔵目喜字下小谷	山1316-1	6006林班B46-0	山林	0.2863	スギ	61	35											
10	山口市阿東蔵目喜字町尻	耕2101-1	6006林班C55-2	山林	0.0253	スギ	40	36											
11	山口市阿東蔵目喜字町尻	耕2101-1	6006林班C56-0	山林	0.0253	スギ	59	36											
12	山口市阿東蔵目喜字町尻	耕2101-3	6006林班C56-0	山林	0.0321	スギ	59	36											
13	山口市阿東蔵目喜字町尻	耕2101-1	6006林班C57-0	山林	0.0253	スギ	66	36											
14	山口市阿東蔵目喜字町尻	耕2101-3	6006林班C57-0	山林	0.0321	スギ	66	36											
15	山口市阿東蔵目喜字大平	山1332-1	6006林班C66-0	山林	0.5433	スギ	60	36											
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
21																			
22																			
23																			
24																			
25																			
26																			

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考		
番号	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 渡辺 純忠

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所



(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続によること。  
 (3) は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該 (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
 (4) (A) 欄の「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。



## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

① 甲は、甲が次のいずれかに該当する場合に、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入れさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 甲は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあるときと認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について販収収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が（経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

### (9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損傷等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公共事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法  
経営管理権の存続期間において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受利益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受利益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受利益権に係る森林に関する経営管理権集積計画において設定された経営管理受利益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他  
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。





別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- 乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）  
【時期】
  - 経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。
- 【相手方及び方法】
  - 次の支払先に支払うものとする。  
(支払先) 甲の指定する口座
- 乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）  
【時期】
  - 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。
- 【相手方及び方法】
  - 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 画 計 積 集 理 管 営 經

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)		(所在地)		経営管理権の存続期間(終期) (B)	経営管理権の開始期	経営管理権の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(①)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
	阿東蔵目喜集R2第20号	山口市長 渡辺 純忠	山口市長 渡辺 純忠	山口県山口市亀山町2番1号	(住所又は所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												
番号	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	図面 No.				
1	山口市阿東蔵目喜字掛ノ平	山1178-4	6014林班E92-0	山林	0.0041	スギ	62	11	別添2の①参照			
2	山口市阿東蔵目喜字掛ノ平	山1198-1	6014林班E92-0	山林	0.0218	スギ	62	11	別添1の①参照			
3									別添3参照			
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考		
番号	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

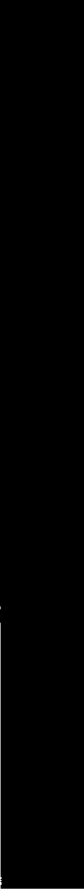
権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 渡辺 純忠

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所



(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別案とすること。  
(2) 共有不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた書類を添付すること。  
(3) は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該 (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容に記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(4) (A) 欄は、「〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定めるところについて、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物的目的に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

イ 甲が偽りその他不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

② 乙は、甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合

③ 乙は、災害その他の事由により当該森林に係る部分を取り消すことができる。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

⑤ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入れさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙

は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあるときと認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が(経営管理実施権が設定されるときには乙が(経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかつた場合)

① 気象災害により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

④ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。



- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生着する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路線の損傷等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公共事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における準備の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権集積計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権集積計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受利益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権集積計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権集積計画により設定された経営管理受利益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受利益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受利益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
所在	地番	森林簿林小班	
山口市阿東蔵目喜字掛ノ平	山1178-4	6014林班E92-0	<p>■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）</p> <p>【「主伐」を実施する場合】</p> <p>○経営管理実施権者（民間事業者）が主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権者が協議して決めるものとする。</p> <p>※経営管理実施権者が伐採のみを行う民間事業者の場合は、植栽及び保育等を行う民間事業者（以下「丙」という。）と施業連携協定を締結し、植栽以降の施業について丙の了承を得て行うものとする。</p> <p>○主伐後の植栽については、地帯後、山口市森林整備計画の定めに沿ってスギ・ヒノギ等の植栽を実施（2,500本/haの密度を原則とし、施業地の状況に応じて判断）するとともに、必要な維持管理を行うものとする。</p> <p>○存続期間終了時に成林するよう、保育期間は原則10年以上を確保し、下刈り、除伐等を実施するものとする。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【「撤出間伐」を実施する場合】</p> <p>○経営管理実施権者が撤出間伐の施業、木材の販売等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者が協議して決めるものとする。</p> <p>○経営管理実施権者が、存続期間中に撤出間伐を最低1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>※その後の主伐については、5年以上経過した後に行うこととする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
山口市阿東蔵目喜字掛ノ平	山1198-1	6014林班E92-0	
			<p>■乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）</p> <p>【「非経済林」として管理する場合】</p> <p>○乙は、存続期間中に本数率50%程度の強度の間伐を1回実施することにより、針広混交林・複層林化を図るものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の撤出及び販売は原則行わない。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【「再委託に至るまでの森林」として管理する場合】</p> <p>○乙は、将来の森林への移行を視野に、存続期間中に保育間伐を最低1回、又は成長度合いにより2回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の撤出及び販売は原則行わない。</p> <p>○乙は、保育間伐実施から5年間について付保率30%の森林保険に加入するものとする。</p> <p>○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>※存続期間中又は次期以降の経営管理権集積計画において経営管理実施権を設定することとなった場合、それまでの森林施業に要した経費の10分の1を山口市森林環境整備基金に支払うものとする。</p>
			<p>①</p>
			<p>②</p>

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

対象森林			所在	地番	森林簿林小班 6014林班E92-0 6014林班E92-0	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法
対象森林						
①	山口市阿東蔵目喜字掛ノ平	山1178-4	森林簿林小班			<p>木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法</p> <p>■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合 (「経済林」として経営管理実施権が設定される場合)</p> <p>【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】</p> <p>○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費 (森林保険の保険料等) として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○搬出間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から搬出間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>【2. 木材の販売収益の額の算定方法】</p> <p>○主伐及び搬出間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>【3. 伐採等に要する経費の算定方法】</p> <p>○乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○乙が算定する主伐後における主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けると同時に乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び搬出間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な山口県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○乙が算定する搬出間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けると同時に乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。</p> <p>【4. 留意事項】</p> <p>○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費 (森林保険の保険料等) は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間には、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。</p> <p>○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記 (3. 伐採に要する経費の算定方法) により算定された経費の額を上回る場合には、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>■乙が経営管理を行う場合 (経営管理実施権が設定されない場合)</p> <p>【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】</p> <p>○経営管理権に基づき乙が行った森林施業等の結果生じた収益は乙のものとする。</p> <p>【2. 留意事項】</p> <p>○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>
	山口市阿東蔵目喜字掛ノ平	山1198-1				
②	山口市阿東蔵目喜字掛ノ平	山1178-4	森林簿林小班			

別添 3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- 乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）  
【時期】
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

- 次の支払先に支払うものとする。  
(支払先) 甲の指定する口座

- 乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）

【時期】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 経 営 管 理 権 集 積 計 画

## 1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)		所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	図面 No.	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理 権に基づ いて行わ れる経営 管理の内 容 (C)	木材の販売による収益か ら伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭 (D) の額 の算定方法	乙が甲にD を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考		
	阿東蔵目喜 集R2第22号	(名称) 山口市長 渡辺 純忠 (氏名又は名称)	(所在地) 山口県山口市亀山町2番1号 (住所又は所在地)	経営管理権の 設定を受ける 市町村 (乙)	経営管理権を 設定する森林 の所有者 (甲)	乙が経営管理権 の設定を受ける 森林 (A)																
1	山口市阿東蔵目喜字後谷	山706-1	6028林班B26-1	山林	2.1699	スギ	44	25-26	2021.3.31	経営管理権を設定した日を 含む年度の翌年度の初日か ら起算して15年を 経過する日まで。 2036.3.31	別添1の ①参照	別添2の①参照	別添3参 照									
2																						
3																						
4																						
5																						
6																						
7																						
8																						
9																						
10																						
11																						
12																						
13																						
14																						
15																						
16																						
17																						
18																						
19																						
20																						
21																						
22																						
23																						
24																						
25																						
26																						

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考		
	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

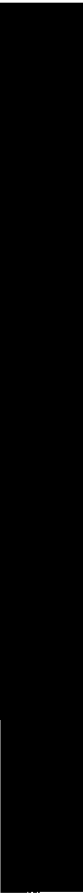
権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市龜山町2番1号

住所 山口市長 渡辺 純忠

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所



(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続によること。  
(3) は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該 (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」、「〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受することと、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。  
② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に経営管理義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 甲は、甲が次のいずれかに該当する場合に、この経営管理集積計画のうち当該森林に係る部分を消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理集積計画のうち当該森林に係る部分を消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入れさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が(経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生ずる樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損傷等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公共事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙の間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受利益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受利益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受利益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受利益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他  
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。







別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- 乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）  
【時期】
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。
- 【相手方及び方法】
- 次の支払先に支払うものとする。  
（支払先）・甲の指定する口座
- 乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）  
【時期】
- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。
- 【相手方及び方法】
- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 画 計 積 集 理 管 營 經

## 1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		所在地		乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)		経営管理権の開始 期間 (B)	経営管理権の内容 管理の範囲 (C)	木材の販売による収益から伐採等において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
	阿東蔵目喜集R2第23号	山口市長 渡辺 純忠	山口市長 渡辺 純忠	山口市山口市亀山町2番1号	面積 ha	地目	森林簿 林小班	地番					
1	山口市阿東蔵目喜字細ノ谷	耕447-2	6014林簿D44-0	山林	0.1125	スギ	65	17	2021.3.31	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
2	山口市阿東蔵目喜字細ノ谷	耕447-1	6014林簿D46-1	山林	0.8227	スギ	65	10-11-16-17					
3	山口市阿東蔵目喜字芋ヶ迫	耕311	6016林簿E31-0	山林	0.182	スギ	49	5					
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考		
	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 渡辺 純忠

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所



- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続によること。  
(3) は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該 (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」、「〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理集積計画の定めるところにより設定される経営管理施設及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を取受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に経営管理義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次に該当する場合には、この経営管理集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他の不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理集積計画を定めさせたことが判明した場合。

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入れさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがある場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が（経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

### (9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

④ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損傷等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公共事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法  
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権集積計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権集積計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受利益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権集積計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権集積計画により設定された経営管理受利益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受利益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受利益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他  
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。







別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）

【時期】

○経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。

（支払先） 甲の指定する口座

■乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）

【時期】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 画 計 積 集 理 管 營 經

1. 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		経営管理権の設定を受ける森林の森林所有者 (甲)		所在地		乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)		経営管理権の開始 期 (B)	経営管理権の内容 管理の容 (C)	木材の販売による収益から伐採等において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	備考
	阿東蔵目喜集R2第24号	山口市長 渡辺 純忠	山口市長 渡辺 純忠	山口市山口市亀山町2番1号	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha				
1	山口市阿東蔵目喜字黒岩	山1764-21	6014林班B19-0	山林	0.2108	スギ	52	16	経営管理権を設定した日を 含む年度の 翌年度の 初日から 起算して 15年を 経過する 日まで。 2036.3.31	別添1の ①参照	別添2の①参照	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 別添3参照
2	山口市阿東蔵目喜字細ノ谷	耕453	6014林班C34-0	山林	0.0311	スギ	67	16				
3	山口市阿東蔵目喜字細ノ谷	耕452-1	6014林班C36-0	山林	0.5026	スギ	66	16				
4	山口市阿東蔵目喜字黒岩	山1764-19	6014林班C37-2	山林	1.0204	スギ	67	10-16				
5	山口市阿東蔵目喜字細ノ谷	耕452-1	6014林班D38-0	山林	0.5026	スギ	65	16				
6	山口市阿東蔵目喜字細ノ谷	山1759	6014林班D38-0	山林	0.0341	スギ	65	16				
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考		
	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 渡辺 純忠

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所



- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該 (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」、「〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を受取るものと、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権集積計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権集積計画が定められる場合には、経営管理実施権集積計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権集積計画の定める事項について、経営管理実施権者に對して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権集積計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の所有者となつた者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に對しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

① 甲は、甲が次に掲げる場合に、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入れさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に對して損害を及ぼすおそれがあるとき認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されたいときは乙が(経営管理実施権者が)甲に對して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

### (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかつた場合)

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

④ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生ずる樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損傷等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公共事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を配分することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求められることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に裏義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。







別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）

【時期】

○経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。

（支払先） 甲の指定する口座

■乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）

【時期】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		経営管理権を設定する森林の有者 (甲)		乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の存続期間(終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
	阿東蔵目喜集R2第25号	山口市長 渡辺 純忠	山口市 渡辺 純忠	山口市 渡辺 純忠	所在地	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	図面 No.	経営管理 権の始期	別添1の ①参照					
1	山口市阿東蔵目喜字平草	山182	6015林班A5-0	山林	2.3714	スギ	41	5-11	2021.3.31	経営管理権を設定した日を含む年度の翌年度の初日から起算して15年を経過する日まで。 2036.3.31	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照						
2	山口市阿東蔵目喜字平草	山182	6015林班A6-1	山林	2.3714	ヒノキ	40	5-11											
3	山口市阿東蔵目喜字平草	山182	6015林班A6-2	山林	2.3714	ヒノキ	41	5-11											
4	山口市阿東蔵目喜字平草	山182	6015林班A6-3	山林	2.3714	ヒノキ	41	5-11											
5	山口市阿東蔵目喜字焼野地	山68-1	6016林班A14-4	山林	0.3549	ヒノキ	40	4-10											
6	山口市阿東蔵目喜字焼地	山158	6016林班B16-0	山林	0.7372	ヒノキ	40	4-5											
7	山口市阿東蔵目喜字焼地	山158-5	6016林班B17-1	山林	0.1956	スギ	40	5											
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
21																			
22																			
23																			
24																			
25																			
26																			

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考		
	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 渡辺 純忠

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所



- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別案とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該 (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。))を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。))を受取るものと、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権集積計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権集積計画が定められる場合には、経営管理実施権集積計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。))は甲に普通注義務を負い、甲は、当該経営管理実施権集積計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権集積計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の所有者となつた者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対して、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 甲は、甲が次のいずれかに該当する場合に、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他の不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入れさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがある場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときは乙が(経営管理実施権が設定されるときには乙が(経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。))

(9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

④ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損傷等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公共事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法  
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受利益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受利益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受利益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受利益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他  
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。





別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- 乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）  
【時期】
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

- 次の支払先に支払うものとする。  
（支払先） 甲の指定する口座

- 乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）

【時期】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。



# 經營管理權集積計畫

1. 個別事項

整理番号	經營管理權の設定を受ける市町村 (乙)		所在		乙が經營管理權の設定を受ける森林 (A)		面積 ha	現況樹種	現況林齢	図面 No.	經營管理權の始期	經營管理權の存続期間 (終期) (B)	經營管理權に基づいて行われる經營管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
	阿東蔵目喜集R2第26号	山口市長 渡辺 純忠 (氏名又は名称)	山口市阿東蔵目喜字米ヶケ迫	山7-4	6017林班C86-1	山林										
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考				
番号	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種		現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

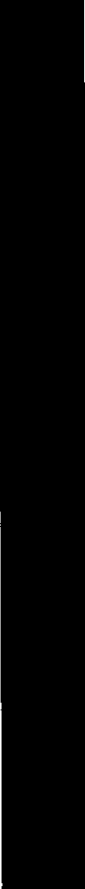
住所

山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 渡辺 純忠

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所



- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別乗とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有権不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた書類を添付すること。  
(3) は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該 ( ) 書きで2段書きにすることとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の所有者となつた者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対して、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次に該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りなり不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施するときに、著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設置された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあるとき、かつ第三者から当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときは乙が(経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発行する納入通知書において支払わなければならない。

④ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損傷等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公共事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法  
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求められることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとはみなす。
- (16) その他  
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。



別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合における甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	
所在	所在地番	森林簿林小班
山口市阿東蔵目喜字米ヶ池	山7-4	6017林班C86-1
所在	地番	森林簿林小班
②		

■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合(「経済林」として経営管理実施権が設定される場合)  
 【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】  
 ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。  
 ○撤出間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から撤出間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。  
 【2. 木材の販売収益の額の算定方法】  
 ○主伐及び撤出間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。  
 【3. 伐採等に要する経費の算定方法】  
 ○乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けて乙に提示し、経営管理実施権設定分計画に添付された経費の見積額とする。  
 ○乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けて乙に提示し、経営管理実施権設定分計画に添付された経費の見積額とする。  
 ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び撤出間伐に係る経費については、作業の実施時点で有効な山口県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けて乙に提示し、経営管理実施権設定分計画に添付された経費の見積額とする。  
 ○乙が算定する撤出間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けて乙に提示し、経営管理実施権設定分計画に添付された経費の見積額とする。  
 ○乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けて乙に提示し、経営管理実施権設定分計画に添付された見積額とする。  
 【4. 留意事項】  
 ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間中は、預り金の残高がなくなると、経営管理に保つて出しの必要がなくなるまでとする。  
 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うためには、その差額は経営管理実施権者が負担するものとす。伐採に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合には、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。  
 ■乙が経営管理を行う場合(経営管理実施権が設定されない場合)  
 【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】  
 ○経営管理に基づき乙が行った森林施業等の結果生じた収益は乙のものとす。  
 【2. 留意事項】  
 ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添 3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）

【時期】

○経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。

（支払先） 甲の指定する口座

■乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）

【時期】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 経 営 管 理 権 集 積 計 画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		経営管理権の設定を受ける森林 (A)		経営管理権の始期 (B)	経営管理権の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
	阿東蔵目喜集R2第27号	山口市長 渡辺 純忠 (氏名又は名称)	所在地	森林簿 林小班	地番	地目						
1	山口市阿東蔵目喜字細ノ谷	山11758	6014林班C30-6	山11758	山林	0.1441	スギ	62	16	別添2の①参照	別添3参照	
2	山口市阿東蔵目喜字細ノ谷	耕463	6014林班C31-0	山11758	山林	0.1094	スギ	65	16	別添1の①参照		
3	山口市阿東蔵目喜字細ノ谷	山11758	6014林班C31-0	山11758	山林	0.1441	スギ	65	16	別添1の①参照		
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												



番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B)			備考		
	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 渡辺 純忠

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所



(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該 (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を享受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。  
② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に普通注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災害等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入れさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあるときと認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料をこの発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損傷等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公共事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法  
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないものとし、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他  
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	森林簿林小班	
山口市阿東蔵目喜字細ノ谷	山11758	6014林班C30-6	<p>■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）</p> <p>【「主伐」を実施する場合】</p> <p>○経営管理実施権者（民間事業者）が主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を認定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>※経営管理実施権者が伐採のみを行う民間事業者の場合は、植栽及び保育等を行う民間事業者（以下「丙」という。）と施業連携協定を締結し、植栽以降の施業について丙の了承を得て行うものとする。</p> <p>○主伐後の植栽については、地帯後、山口市森林整備計画の定めに沿ってスギ・ヒノキ等の植栽を実施（2,500本/haの密度を原則とし、施業地の状況に応じて判断）するとともに、必要な維持管理を行うものとする。</p> <p>○存続期間終了時に成林するよう、保育期間は原則10年以上を確保し、下刈り、除伐等を実施するものとする。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【「搬出間伐」を実施する場合】</p> <p>○経営管理実施権者が搬出間伐の施業、木材の販売等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>○経営管理実施権者が、存続期間中に搬出間伐を最低1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>※その後の主伐については、5年以上経過した後に行うこととする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
山口市阿東蔵目喜字細ノ谷	耕463	6014林班C31-0	
山口市阿東蔵目喜字細ノ谷	山11758	6014林班C31-0	
			①
			<p>■乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）</p> <p>【「非経済林」として管理する場合】</p> <p>○乙は、存続期間中に本敷率50%程度の強度の間伐を1回実施することにより、針広混交林・複層林化を図るものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【「再委託に至るまでの森林」として管理する場合】</p> <p>○乙は、将来の経済林への移行を視野に、存続期間中に保育間伐を最低1回、又は成長度合いにより2回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○乙は、保育間伐実施から5年間について付保率30%の森林保険に加入するものとする。</p> <p>○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>※存続期間中又は次期以降の経営管理権集積計画において経営管理実施権を設定することとなった場合、それまでの森林施業に要した経費の10分の1を山口市森林環境整備基金に支払うものとする。</p>
			②
所在	地番	森林簿林小班	



別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- 乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）  
【時期】
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。
- 【相手方及び方法】
- 次の支払先に支払うものとする。  
（支払先） 甲の指定する口座
- 乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）  
【時期】
- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。
- 【相手方及び方法】
- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 經營管理權集積計畫

## 1. 個別事項

整理番号	經營管理權の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)		經營管理權の設定を受ける森林の森林所有者 (甲)	乙が經營管理權の設定を受ける森林 (A)	經營管理權の開始期	經營管理權の存続期間 (終期) (B)	經營管理權に基づいて行われる經營管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する經營を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
	阿東蔵目喜集R2第31号	山口市長 渡辺 純忠	山口市長 渡辺 純忠	山口県山口市亀山町2番1号								
番号	所在	地番	森林簿林小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	図面 No.				
1	山口市阿東蔵目喜字芋ヶ追	耕297-1	6016林班B22-0	山林	0.1275	スギ	60	5				
2	山口市阿東蔵目喜字芋ヶ追	耕297-1	6016林班B23-0	山林	0.1275	スギ	65	5				
3	山口市阿東蔵目喜字長岡	山1831-1	6019林班B26-1	山林	0.3504	ヒノキ	52	17				
4	山口市阿東蔵目喜字下七岡	山1550-4	6024林班B28-0	山林	0.0719	ヒノキ	47	24				
5	山口市阿東蔵目喜字夜打ヶ追	耕1107-1	6024林班B32-1	山林	0.0092	スギ	45	24				
6	山口市阿東蔵目喜字下岡	山1527	6024林班B32-1	山林	0.7874	ヒノキ	45	24				
7	山口市阿東蔵目喜字下岡	山1527	6024林班B33-1	山林	0.7874	ヒノキ	45	24				
8	山口市阿東蔵目喜字谷	耕1167	6024林班B26-5	山林	0.0632	スギ	45	24				
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考		
	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号 山口市長 渡辺 純忠

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所 [Redacted]

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該 (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「10年」、又は「00年00月00日まで」と記載すること。



2 共通事項

この経営管理集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を受取ることに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に「普通注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。

ア 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

イ 甲が当該森林の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

② 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

③ 甲及び乙は、この経営管理集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

④ 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入れさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがある場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されるときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには乙が（経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

④ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象炎災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損傷等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公共事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法  
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにあつて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受利益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受利益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受利益権に係る森林に関する経営管理権集積計画に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他  
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。





別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- 乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）  
【時期】
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。
- 【相手方及び方法】
- 次の支払先に支払うものとする。  
（支払先） 甲の指定する口座
- 乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）  
【時期】
- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。
- 【相手方及び方法】
- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 画 計 積 集 理 管 營 經

1. 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		経営管理権の設定を受ける森林の森林所有者 (甲)		経営管理権の設定を受ける森林 (A)		面積 ha	現況樹種	現況林齢	図面 No.	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
	阿東蔵目喜集R2第32号	山口市長 渡辺 純忠	山口市長 渡辺 純忠	山口市山口市亀山町2番1号	所在地	所在地										
1	山口市阿東蔵目喜字菜ヶ峠	山2237-2	6020林野A6-1	山林	0.092	ヒノキ	42	6	2021.3.31	経営管理権を設定した日を合むい年度の翌年度の初日から起算して15年を経過する日まで。2036.3.31	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照			
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考		
	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 渡辺 純忠

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所



- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該 (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を享受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他の不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときは乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

### (9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

④ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。



- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損傷等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公共事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法  
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受利益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受利益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受利益権に係る森林に関する経営管理集積計画により設定された経営管理受利益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他  
この経営管理集積計画に定めのない事項及びこの経営管理集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	
森林簿林小班		<p>■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経営管理実施権が設定される場合」）</p> <p>【「主伐」を実施する場合】</p> <p>○経営管理実施権者（民間事業者）が主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権者を事前に乙及び経営管理実施権者と協議して決めるものとする。</p> <p>※経営管理権実施権者が伐採のみを行う民間事業者の場合は、植栽及び保育等を行う民間事業者（以下「丙」という。）と施業連携協定を締結し、植栽以降の施業について丙の了承を得て行うものとする。</p> <p>○主伐後の植栽については、地帯を、山口市森林整備計画の定めに沿ってスギ・ヒノキ等の植栽を実施（2,500本/haの密度を原則とし、施業地の状況に応じて判断）するものとする。</p> <p>○存続期間終了時に成林するよう、保育期間は原則10年以上を確保し、下刈り、除伐等を実施するものとする。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【「搬出間伐」を実施する場合】</p> <p>○経営管理実施権者が搬出間伐の施業、木材の販売等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権者を事前に乙及び経営管理実施権者と協議して決めるものとする。</p> <p>○経営管理実施権者が、存続期間中に搬出間伐を最低1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>※その後の主伐については、5年以上経過した後に行うものとする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>■乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）</p> <p>【「非経営林」として管理する場合】</p> <p>○乙は、存続期間中に本敷率50%程度の強度の間伐を1回実施することにより、針広混交林・複層林化を図るものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【「再委託に至るまでの森林」として管理する場合】</p> <p>○乙は、将来の経営林への移行を視野に、存続期間中に保育間伐を最低1回、又は成長度合いにより2回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○乙は、保育間伐実施から5年間について付保率30%の森林保険に加入するものとする。</p> <p>○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>※存続期間中又は次期以降の経営管理権集積計画において経営管理実施権を設定することとなった場合、それまでの森林施業に要した経費の10分の1を山口市森林環境整備基金に支払うものとする。</p>
山口市阿東蔵目喜言葉ヶ峠	山2237-2	
6020林班A6-1		
①		
		<p>森林簿林小班</p>
②		



別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）  
【時期】

○経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。  
（支払先） 甲の指定する口座

■乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）

【時期】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 経営管理権集積計画

1. 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		所在地		地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	図面 No.	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理 権に基づ いて行わ れる経営 管理の内 容 (C)	木材の販売による収益か ら伐採等に要する経費を 控除してなおお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭 (D) の額 の算定方法	乙が甲にD を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考
	阿東蔵目喜 集R2第33号	山口市長 渡辺 純忠 (氏名又は名称)	山口市 喜字道免	山口市 喜字菜ヶ峠													
1	山口市阿東蔵目喜字道免	山274	6018林班B17-2	山林	0.1606	スギ	60	17	2021.3.31	別添1の ①参照	別添2の①参照	別添3参 照					
2	山口市阿東蔵目喜字菜ヶ峠	山2237-1	6020林班A6-1	山林	0.8099	ヒノキ	42	6									
3	山口市阿東蔵目喜字菜ヶ峠	山2237-1	6020林班A9-0	山林	0.8099	ヒノキ	44	6									
4	山口市阿東蔵目喜字神原	山379-2	6021林班B23-1	山林	0.5231	ヒノキ	22	12									
5	山口市阿東蔵目喜字神原	山379-26	6021林班B23-1	山林	0.2164	スギ	22	12									
6	山口市阿東蔵目喜字神原	山379-3	6021林班B23-2	山林	0.124	ヒノキ	50	12									
7	山口市阿東蔵目喜字神原	山379-2	6022林班B21-0	山林	0.5231	ヒノキ	36	12									
8	山口市阿東蔵目喜字田ノ方	山379-9	6022林班B27-8	山林	0.1915	ヒノキ	38	18									
9	山口市阿東蔵目喜字田ノ方	山379-10	6022林班B27-9	山林	0.2004	ヒノキ	38	18									
10	山口市阿東蔵目喜字田ノ方	山379-9	6022林班B27-9	山林	0.1915	ヒノキ	38	18									
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
21																	
22																	
23																	
24																	
25																	
26																	

番号	乙が経営管理種の設定を受ける森林 (A)				経営管理種を設定する森林の甲以外の権原者 (B)			備考		
	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 渡辺 純忠

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所



(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理種を設定する者が異なる場合には、別業とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められる場合は、特例手続によること。  
 (3) は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
 (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( )  
 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理種集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理種が設定される場合には当該  
 (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を享受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権分配計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権分配計画が定められる場合には、経営管理実施権分配計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に普通注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権分配計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理集積計画及び当該経営管理実施権分配計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次に掲げる場合には、この経営管理集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。

ア 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

イ 甲が当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。

② 甲は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

③ 甲及び乙は、この経営管理集積計画に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入れさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがある場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知  
当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されるときには乙が（経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発行する納入通知書において支払わなければならない。

④ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災害により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損傷等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公共事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法  
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受利益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受利益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受利益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受利益権に基づき乙から支払を受けたものとし、甲、乙が協議して定める。
- (16) その他



別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林			
所在	地番	森林簿林小班	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
山口市阿東蔵目喜字道免	山274	6018林班B17-2	<p>■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）</p> <p>【「主伐」を実施する場合】</p> <p>○経営管理実施権者（民間事業者）が主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を認定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>※経営管理実施権者が伐採のみを行う民間事業者の場合は、植栽及び保育等を行う民間事業者（以下「丙」という。）と施業連携協定を締結し、植栽以降の施業について丙の了承を得て行うものとする。</p> <p>○主伐後の植栽については、地帯え後、山口市森林整備計画の定めに沿ってスギ・ヒノキ等の植栽を実施（2,500本/haの密度を原則とし、施業地の状況に応じて判断）するものとし、必要な維持管理を行うものとする。</p> <p>○存続期間終了時に成林するよう、保育期間は原則10年以上を確保し、下刈り、除伐等を実施するものとする。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【「搬出間伐」を実施する場合】</p> <p>○経営管理実施権者が搬出間伐の施業、木材の販売等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>○経営管理実施権者が、存続期間中に搬出間伐を最低1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>※その後の主伐については、5年以上経過した後に行うものとする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>■乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）</p> <p>【「非経済林」として管理する場合】</p> <p>○乙は、存続期間中に本敷率50%程度の間伐を1回実施することにより、針広混交林・複層林化を図るものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○乙は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【「再委託に至るまでの森林」として管理する場合】</p> <p>○乙は、将来の経済林への移行を視野に、存続期間中に保育間伐を最低1回、又は成長度合いにより2回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○乙は、保育間伐実施から5年間について付保率30%の森林保険に加入するものとする。</p> <p>○乙は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>※存続期間中又は次期以降の経営管理権集積計画において経営管理実施権を設定することとなった場合、それまでの森林施業に要した経費の10分の1を山口市森林環境整備基金に支払うものとする。</p>
山口市阿東蔵目喜字菜ヶ峠	山2237-1	6020林班A6-1	
山口市阿東蔵目喜字菜ヶ峠	山2237-1	6020林班A9-0	
山口市阿東蔵目喜字神原	山379-2	6021林班B23-1	
山口市阿東蔵目喜字神原	山379-26	6021林班B23-1	
山口市阿東蔵目喜字神原	山379-3	6021林班B23-2	
山口市阿東蔵目喜字神原	山379-2	6022林班B21-0	
山口市阿東蔵目喜字田ノ方	山379-9	6022林班B27-8	
山口市阿東蔵目喜字田ノ方	山379-10	6022林班B27-9	
山口市阿東蔵目喜字田ノ方	山379-9	6022林班B27-9	
所在	地番	森林簿林小班	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合における甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合における甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	
所在	地番	森林簿林小班	
山口市阿東蔵目喜字道免	山274	6018林班B17-2	<p>■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）</p> <p>【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】</p> <p>○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○撤出間伐について甲に支払われた金銭の額は、木材の販売による収益の額から撤出間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>【2. 木材の販売収益の額の算定方法】</p> <p>○主伐及び撤出間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>【3. 伐採等に要する経費の算定方法】</p> <p>○乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるときに当該経費を見積額と添付された経費の見積額とする。</p> <p>○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び撤出間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な山口県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○乙が算定する撤出間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。</p> <p>【4. 留意事項】</p> <p>○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間、預り金の残高がなくなると、経営管理に係る待ち出しの必要がなくなるまでとする。</p> <p>○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うためには、その差額は乙が負担するものとする。その差額は乙が負担するものとする。</p> <p>■乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）</p> <p>【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】</p> <p>○経営管理権に基づき乙が行った森林施業等の結果生じた収益は乙のものとする。</p> <p>【2. 留意事項】</p> <p>○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>
山口市阿東蔵目喜字菜ヶ峠	山2237-1	6020林班A6-1	
山口市阿東蔵目喜字菜ヶ峠	山2237-1	6020林班A9-0	
山口市阿東蔵目喜字神原	山379-2	6021林班B23-1	
山口市阿東蔵目喜字神原	山379-26	6021林班B23-1	
山口市阿東蔵目喜字神原	山379-3	6021林班B23-2	
山口市阿東蔵目喜字神原	山379-2	6022林班B21-0	
山口市阿東蔵目喜字田ノ方	山379-9	6022林班B27-8	
山口市阿東蔵目喜字田ノ方	山379-10	6022林班B27-9	
山口市阿東蔵目喜字田ノ方	山379-9	6022林班B27-9	
①			
所在	地番	森林簿林小班	
②			

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）

【時期】

○経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。

（支払先） 甲の指定する口座

■乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）

【時期】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		所在地		森林簿 林小班		地番		所在		乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)					経営管理 権の開始 期 (B)	経営管理 権の期間 (終期)	経営管理 権に基づ いて行わ れる経営 管理の内 容 (C)	木材の販売による収益か ら伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭 (D) の額 の算定方法	備考	
	阿東蔵目喜 集R2第34号	山口市長 渡辺 純忠 (氏名又は名称)	山口市 (名称)	山口市 (所在地)	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	図面 No.	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	図面 No.	経営管理 権の開始 期 (B)	経営管理 権の期間 (終期)						経営管理 権に基づ いて行わ れる経営 管理の内 容 (C)
1	山口市阿東蔵目喜字藤管田	山287	6018林班A3-3	山林	0.7488	スギ	60	5-6-11-12	山林	0.7488	スギ	60	5-6-11-12	2021.3.31	経営管理 権を設定 した日を 含む年度 の翌年度 の初日か ら起算し て15年を 経過する 日まで。 2036.3.31	経営管理 権の期間 (終期)	経営管理 権に基づ いて行わ れる経営 管理の内 容 (C)	別添2の①参照	乙が甲にD を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	別添3参 照	
2	山口市阿東蔵目喜字長岡	耕924	6018林班B20-0	山林	0.509	ヒノキ	62	17	山林	0.509	ヒノキ	62	17								
3	山口市阿東蔵目喜字長岡	耕924	6018林班B27-1	山林	0.509	ヒノキ	62	17	山林	0.509	ヒノキ	62	17								
4	山口市阿東蔵目喜字菜ヶ坪	山2234-6	6020林班A2-1	原野	0.0366	ヒノキ	23	6	原野	0.0366	ヒノキ	23	6								
5	山口市阿東蔵目喜字菜ヶ坪	山2236-3	6020林班A2-1	山林	0.5879	ヒノキ	23	6	山林	0.5879	ヒノキ	23	6								
6	山口市阿東蔵目喜字菜ヶ坪	山2236-4	6020林班A2-1	原野	0.0403	ヒノキ	23	6	原野	0.0403	ヒノキ	23	6								
7	山口市阿東蔵目喜字赤松	山1797	6020林班B11-2	山林	1.7167	ヒノキ	22	12	山林	1.7167	ヒノキ	22	12								
8	山口市阿東蔵目喜字笹尾	山331	6020林班B11-2	山林	1.586	ヒノキ	22	6-12	山林	1.586	ヒノキ	22	6-12								
9	山口市阿東蔵目喜字笹尾	山380	6020林班B11-2	山林	0.6949	ヒノキ	22	12-13	山林	0.6949	ヒノキ	22	12-13								
10	山口市阿東蔵目喜字赤松	山1797	6020林班B11-3	山林	1.7167	ヒノキ	22	12	山林	1.7167	ヒノキ	22	12								
11	山口市阿東蔵目喜字後原	山1791-1	6020林班B11-5	山林	0.5269	ヒノキ	56	6	山林	0.5269	ヒノキ	56	6								
12	山口市阿東蔵目喜字笹尾	山331	6020林班B11-5	山林	1.586	ヒノキ	22	6-12	山林	1.586	ヒノキ	22	6-12								
13	山口市阿東蔵目喜字赤松	山1799	6020林班B14-6	山林	0.4342	ヒノキ	23	12	山林	0.4342	ヒノキ	23	12								
14	山口市阿東蔵目喜字宗利	山1827-9	6020林班B14-6	山林	0.0339	ヒノキ	23	12	山林	0.0339	ヒノキ	23	12								
15	山口市阿東蔵目喜字赤松	山1797	6020林班B16-2	山林	1.7167	ヒノキ	23	12	山林	1.7167	ヒノキ	23	12								
16	山口市阿東蔵目喜字鳥越	山361-8	6020林班D24-6	山林	0.4558	ヒノキ	23	13	山林	0.4558	ヒノキ	23	13								
17	山口市阿東蔵目喜字神原	耕833	6021林班B7-2	山林	0.0153	スギ	13	13	山林	0.0153	スギ	13	13								
18	山口市阿東蔵目喜字神原	耕839-1	6021林班B23-2	山林	0.3849	ヒノキ	35	12	山林	0.3849	ヒノキ	35	12								
19	山口市阿東蔵目喜字神原	耕839-3	6021林班B23-3	山林	0.039	スギ	50	12	山林	0.039	スギ	50	12								
20	山口市阿東蔵目喜字神原	耕840-1	6021林班B23-3	山林	0.0543	スギ	50	12	山林	0.0543	スギ	50	12								
21	山口市阿東蔵目喜字神原	耕839-1	6021林班B23-4	山林	0.3849	ヒノキ	35	12	山林	0.3849	ヒノキ	35	12								
22	山口市阿東蔵目喜字神原	耕839-4	6021林班B23-4	山林	0.0005	スギ	50	12	山林	0.0005	スギ	50	12								
23	山口市阿東蔵目喜字神原	耕840-1	6021林班B23-4	山林	0.0543	スギ	50	12	山林	0.0543	スギ	50	12								
24																					
25																					
26																					

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考		
	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 渡辺 純忠

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所



- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続によること。  
(3) は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該 (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理集積積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を受受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に普通法上の義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定めるところに従って、経営管理実施権者に対して義務の履行を求め、また、乙はこの経営管理集積積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理集積積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理集積積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。

ア 甲が偽りその他の不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理集積積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理集積積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の発中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理集積積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入れさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあるときと認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が（経営管理実施権が設定されるときには乙が（経営管理実施権者）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書）を通知するものとする。

### (9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

④ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険 (経営管理実施権が設定された場合)
- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損傷等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公共事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払が生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は速滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他  
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
所在	地番	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
森林簿林小班		■ 乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合 (「経済林」として経営管理実施権が設定される場合)	
		【「主伐」を実施する場合】	
山口市阿東蔵目喜字藤菅田	山287	○ 経営管理実施権者 (民間事業者) が主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権者が協賛して決めるものとする。	
山口市阿東蔵目喜字長岡	耕924	※ 経営管理実施権者が伐採のみを行う民間事業者の場合、植栽及び保育等を行う民間事業者 (以下「丙」という。) と施業連携協定を締結し、植栽以降の施業については、地権者後、山口市森林整備計画の定めを行うものとする。	
山口市阿東蔵目喜字長岡	耕924	○ 主伐後の施業地の状況に応じて判断) するとともに、必要な維持管理を行うものとする。	
山口市阿東蔵目喜字菜ヶ峠	山2234-6	○ 主伐後の施業地の状況に応じて判断) するとともに、必要な維持管理を行うものとする。	
山口市阿東蔵目喜字菜ヶ峠	山2236-3	○ 主伐後の施業地の状況に応じて判断) するとともに、必要な維持管理を行うものとする。	
山口市阿東蔵目喜字菜ヶ峠	山2236-4	○ 主伐後の施業地の状況に応じて判断) するとともに、必要な維持管理を行うものとする。	
山口市阿東蔵目喜字赤松	山1797	○ 経営管理実施権者による、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	
山口市阿東蔵目喜字笹尾	山331	【「撤出間伐」を実施する場合】	
山口市阿東蔵目喜字笹尾	山380	○ 経営管理実施権者が撤出間伐の施業、木材の販売等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者が協賛して決めるものとする。	
山口市阿東蔵目喜字赤松	山1797	○ 経営管理実施権者による、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	
山口市阿東蔵目喜字後原	山1791-1	○ 経営管理実施権者による、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	
山口市阿東蔵目喜字笹尾	山331	○ 経営管理実施権者による、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	
山口市阿東蔵目喜字赤松	山1799	○ 経営管理実施権者による、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	
山口市阿東蔵目喜字宗利	山1827-9	○ 経営管理実施権者による、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	
山口市阿東蔵目喜字赤松	山1797	○ 経営管理実施権者による、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	
山口市阿東蔵目喜字鳥越	山361-8	○ 間伐の実施による木材の搬出及び販売の搬出を1回実施することにより、針広混交林・複層林化を図るものとする。	
山口市阿東蔵目喜字神原	耕833	○ 間伐の実施による木材の搬出及び販売の搬出を1回実施することにより、針広混交林・複層林化を図るものとする。	
山口市阿東蔵目喜字神原	耕839-1	○ 間伐の実施による木材の搬出及び販売の搬出を1回実施することにより、針広混交林・複層林化を図るものとする。	
山口市阿東蔵目喜字神原	耕839-3	○ 間伐の実施による木材の搬出及び販売の搬出を1回実施することにより、針広混交林・複層林化を図るものとする。	
山口市阿東蔵目喜字神原	耕840-1	○ 間伐の実施による木材の搬出及び販売の搬出を1回実施することにより、針広混交林・複層林化を図るものとする。	
山口市阿東蔵目喜字神原	耕839-1	○ 間伐の実施による木材の搬出及び販売の搬出を1回実施することにより、針広混交林・複層林化を図るものとする。	
山口市阿東蔵目喜字神原	耕839-4	○ 間伐の実施による木材の搬出及び販売の搬出を1回実施することにより、針広混交林・複層林化を図るものとする。	
山口市阿東蔵目喜字神原	耕840-1	○ 間伐の実施による木材の搬出及び販売の搬出を1回実施することにより、針広混交林・複層林化を図るものとする。	
所在	地番	森林簿林小班	
		②	



別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われべき金銭(D)の額の算定方法	
所在	地番	森林簿林小班		
山口市阿東蔵目喜字藤菅田	山287	森林簿林小班 6018林班A3-3	<p>■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）</p> <p>【1. 甲に支払われべき金銭の額の算定方法】</p> <p>○主伐について甲に支払われべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○撤出間伐について甲に支払われべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から撤出間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>【2. 木材の販売収益の額の算定方法】</p> <p>○主伐及び撤出間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>【3. 伐採等に要する経費の算定方法】</p> <p>○乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権者が算定する主伐に係る経費の見積額とする。</p> <p>○乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受け、乙が算定する主伐に係る経費の見積額とする。</p> <p>○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び撤出間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な山口県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権者が算定する撤出間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受け、乙が算定する撤出間伐に係る経費の見積額とする。</p> <p>○乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権者が算定する森林簿簿見積額とする。</p> <p>【4. 留意事項】</p> <p>○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金としての必要がなくなるまでとする。</p> <p>○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合には、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>■乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）</p> <p>【1. 甲に支払われべき金銭の額の算定方法】</p> <p>○経営管理権に基づき乙が行った森林施業等の結果生じた収益は乙のものとする。</p> <p>【2. 留意事項】</p> <p>○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	
山口市阿東蔵目喜字長岡	耕924	6018林班B20-0		
山口市阿東蔵目喜字長岡	耕924	6018林班B27-1		
山口市阿東蔵目喜字菜ヶ峠	山2234-6	6020林班A2-1		
山口市阿東蔵目喜字菜ヶ峠	山2236-3	6020林班A2-1		
山口市阿東蔵目喜字菜ヶ峠	山2236-4	6020林班A2-1		
山口市阿東蔵目喜字赤松	山1797	6020林班B11-2		
山口市阿東蔵目喜字笹尾	山331	6020林班B11-2		
山口市阿東蔵目喜字笹尾	山380	6020林班B11-2		
山口市阿東蔵目喜字赤松	山1797	6020林班B11-3		
山口市阿東蔵目喜字後原	山1791-1	6020林班B11-5		
山口市阿東蔵目喜字笹尾	山331	6020林班B11-5		
山口市阿東蔵目喜字赤松	山1799	6020林班B14-6		
山口市阿東蔵目喜字宗利	山1827-9	6020林班B14-6		
山口市阿東蔵目喜字赤松	山1797	6020林班B16-2		
山口市阿東蔵目喜字鳥越	山361-8	6020林班D24-6		
山口市阿東蔵目喜字神原	耕833	6021林班B7-2		
山口市阿東蔵目喜字神原	耕839-1	6021林班B23-2		
山口市阿東蔵目喜字神原	耕839-3	6021林班B23-3		
山口市阿東蔵目喜字神原	耕840-1	6021林班B23-3		
山口市阿東蔵目喜字神原	耕839-1	6021林班B23-4		
山口市阿東蔵目喜字神原	耕839-4	6021林班B23-4		
山口市阿東蔵目喜字神原	耕840-1	6021林班B23-4		
所在	地番	森林簿林小班		

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- 乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）  
【時期】
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

- 次の支払先に支払うものとする。  
(支払先) 甲の指定する口座

- 乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）

【時期】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 経営管理権集積計画

## 1. 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										備考	
	阿東蔵目喜集R2第35号	山口市長 渡辺 純忠 (氏名又は名称)	山口市 (所在地)	山口県山口市亀山町2番1号 (住所又は所在地)	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	図面 No.	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)		経営管理 権に基 いて行 われる 管理の 内容 (C)
1	山口市阿東蔵目喜字保久台	山1949-3	6013林班A4-1	山林	0.1519	ヒノキ	50	23	2021.3.31	経営管理権を設定した日を含む年度の翌日から起算して15年を経過する日まで。 2036.3.31	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照			
2	山口市阿東蔵目喜字細ノ谷	山247-第1	6014林班A-0	山林	0.627	スギ	64	17								
3	山口市阿東蔵目喜字二釜	山423	6019林班A16-3	山林	0.4013	スギ	52	24								
4	山口市阿東蔵目喜字鍋割	山384	6019林班B28-0	原野	0.0227	スギ	52	11-12								
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B)				備考	
	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地		氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

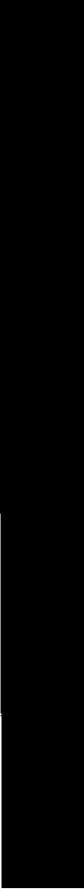
権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 渡辺 純忠

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所



- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該 (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を受取るものと、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に普通注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次にいずれかに該当する場合には、この経営管理集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施したときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理集積計画に定められる経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入れさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがある場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときは乙が（経営管理実施権が設定される）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損傷等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公共事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないものと、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受利益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年一回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受利益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受利益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受利益権に基づき乙から支払を受けたものとし、甲、乙が協議して定める。
- (16) その他  
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	森林簿林小班	<p>■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）</p> <p>【「主伐」を実施する場合】</p> <p>○経営管理実施権者（民間事業者）が主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者と協議して決めるものとする。</p> <p>※経営管理実施権者が伐採のみを行う民間事業者の場合は、植栽及び保育等を行う民間事業者（以下「丙」という。）と施業連携協定を締結し、植栽以降の施業について丙の了承を得て行うものとする。</p> <p>○主伐後の植栽については、地帯後、山口市森林整備計画の定めに沿ってスギ・ヒノキ等の植栽を実施（2,500本/haの密度を原則とし、施業地の状況に応じて判断）するとともに、必要な維持管理を行うものとする。</p> <p>○存続期間終了時に成林するよう、保育期間は原則10年以上を確保し、下刈り、除伐等を実施するものとする。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【「搬出間伐」を実施する場合】</p> <p>○経営管理実施権者が搬出間伐の施業、木材の販売等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者と協議して決めるものとする。</p> <p>○経営管理実施権者が、存続期間中に搬出間伐を最低1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>※その後の主伐については、5年以上経過した後に行うものとする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>■乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）</p> <p>【「非経済林」として管理する場合】</p> <p>○乙は、存続期間中に本敷率50%程度の間伐を1回実施することにより、針広混交林・複層林化を図るものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【「再委託に至るまでの森林」として管理する場合】</p> <p>○乙は、将来の経済林への移行を視野に、存続期間中に保育間伐を最低1回、又は成長度合いにより2回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○乙は、保育間伐実施から5年間について付保率30%の森林保険に加入するものとする。</p> <p>○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>※存続期間中又は次期以降の経営管理権集積計画において経営管理実施権を設定することとなった場合、それまでの森林施業に要した経費の10分の1を山口市森林環境整備基金に支払うものとする。</p>
山口市阿東蔵目喜字保久台	山11949-3	
山口市阿東蔵目喜字細ノ谷	山247-第1	
山口市阿東蔵目喜字二釜	山423	
山口市阿東蔵目喜字銅割	山384	
①		
所在	森林簿林小班	
②		





別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- 乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）  
【時期】
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

- 次の支払先に支払うものとする。  
（支払先） 甲の指定する口座

- 乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）

【時期】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 経営管理権集積計画

1. 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)		経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基いて行われる管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合における甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考		
	阿東蔵目喜集R2第37号	山口市長 渡辺 純忠 (氏名又は名称)	山口市 阿東蔵目喜字とふのす	阿東蔵目喜 集R2第37号	所在	地番							森林簿 林小班	地目
1			山口市阿東蔵目喜字とふのす	山1244	6006林班A9-0	山林	山林	1.318	スギ	64	35	別添2の①参照	別添3参照	
2			山口市阿東蔵目喜字竹畑	山1298	6006林班B37-2	山林	山林	0.0436	スギ	58	35			
3			山口市阿東蔵目喜字下小谷	山1317	6006林班B38-2	山林	山林	0.1057	スギ	60	35			
4			山口市阿東蔵目喜字竹畑	山1298	6006林班B43-0	山林	山林	0.0436	スギ	58	35			
5			山口市阿東蔵目喜字下小谷	山1317	6006林班C49-3	山林	山林	0.1057	スギ	60	35			
6			山口市阿東蔵目喜字笹尾	耕1926	6006林班C70-10	山林	山林	0.2221	スギ	40	36-43			
7			山口市阿東蔵目喜字笹尾	耕1926	6006林班C70-11	山林	山林	0.2221	スギ	53	36-43			
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考		
	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 渡辺 純忠

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所



- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別添とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた書類を添付すること。  
(3) は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該 (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一軸を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を消すことができる。

ア 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

イ 甲が当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

② 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

③ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

④ 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあるときと認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されていないときは乙が（経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

### (9) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損傷等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公共事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法  
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他  
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。





別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- 乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）  
【時期】
  - 経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。
- 【相手方及び方法】
  - 次の支払先に支払うものとする。  
(支払先) 甲の指定する口座
- 乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）  
【時期】
  - 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。
- 【相手方及び方法】
  - 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。



# 画 計 積 集 理 管 營 經

1. 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村		経営管理権を設定する森林の有者		(名称)		(所在地)		経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権の開始	図面No.	現況樹種	現況林齢	面積ha	地目	森林簿林小班	地番	所在	乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)	経営管理権に基いて行われる管理の内容容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合に於いて甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
	阿東蔵目喜集R2第38号	山口市長 渡辺 純忠	阿東蔵目喜集R2第38号	阿東蔵目喜集R2第38号	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)																		
1	山口市阿東蔵目喜字雁谷西平	山口市阿東蔵目喜字雁谷西平	山969	山969	山969	山林	6011林班C58-1	山林	0.7411	ヒノキ	47	29	2021.3.31	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照								
2	山口市阿東蔵目喜字雁谷西平	山口市阿東蔵目喜字雁谷西平	山969	山969	山969	山林	6011林班C64-0	山林	0.7411	ヒノキ	46	29												
3	山口市阿東蔵目喜字雁谷西平	山口市阿東蔵目喜字雁谷西平	山969	山969	山969	山林	6011林班C65-0	山林	0.7411	ヒノキ	46	29												
4	山口市阿東蔵目喜字鷹谷	山口市阿東蔵目喜字鷹谷	耕2746	耕2746	耕2746	山林	6012林班D61-2	スギ	0.0436	スギ	52	29												
5	山口市阿東蔵目喜字鷹谷	山口市阿東蔵目喜字鷹谷	耕2746	耕2746	耕2746	山林	6012林班D61-4	スギ	0.0436	スギ	52	29												
6	山口市阿東蔵目喜字鷹谷	山口市阿東蔵目喜字鷹谷	耕2746	耕2746	耕2746	山林	6012林班D61-5	スギ	0.0436	スギ	42	29												
7																								
8																								
9																								
10																								
11																								
12																								
13																								
14																								
15																								
16																								
17																								
18																								
19																								
20																								
21																								
22																								
23																								
24																								
25																								
26																								

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(B)			備考		
	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

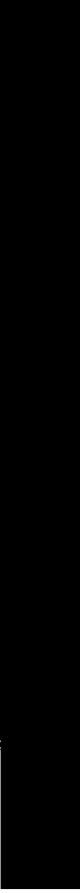
権利の設定を受ける市町村(乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 渡辺 純忠

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所



- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続によること。  
(3) は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された地番ごとの面積を記載することし、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を( )書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」、又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理集積積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に普通注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理集積積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理集積積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次に掲げる場合において、この経営管理集積積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理集積積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施するときに著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理集積積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理集積積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入れさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあるときと認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が（経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

④ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損傷等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公共事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他  
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。





別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）

【時期】

○経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。

（支払先） 甲の指定する口座

■乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）

【時期】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 経 営 管 理 権 集 積 計 画

## 1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		所在地		乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)		経営管理権の開始 期 (B)	経営管理 権に基 いて行 われる 管理の 内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
	阿東蔵目喜 集R2第39号	山口市長 渡辺 純忠 (氏名又は名称)	山口市長 渡辺 純忠 (氏名又は名称)	山口市長 渡辺 純忠 (氏名又は名称)	森林簿 林小班	地番	地目	面積 ha					
1	山口市阿東蔵目喜字西河内	耕2260	6006林班A1-2	山林	0.3509	スギ	49	42	2021.3.31	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
2	山口市阿東蔵目喜字西河内	耕2260	6006林班A1-3	山林	0.3509	スギ	47	42	経営管理権を設定した日を 含む年度 の翌年度 の初日から 起算して 15年を 経過する 日まで。 2036.3.31	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考				
番号	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種		現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 渡辺 純忠

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所



- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別添とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該 (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」、「〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を享受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次に掲げる場合に、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者に立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがある場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行うことができない場合においては、第三者が当該立木

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が（経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

### (9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

④ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生ずる樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損傷等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公共事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法  
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙の間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権集積計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権集積計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受利益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権集積計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権集積計画により設定された経営管理受利益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受利益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受利益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他  
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。





別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- 乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）  
【時期】
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

- 次の支払先に支払うものとする。  
（支払先） 甲の指定する口座

- 乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）

【時期】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 経 営 管 理 権 集 積 計 画

## 1. 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		所在地		地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	図面 No.	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理 権に基 づいて 行われ ている 管理の 内容 (C)	木材の販売による収益か ら代探等に要する経費を 控除してなおお利益がある 場合において甲に支払われ るべき金銭(D)の額 の算定方法	乙が甲にD を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考	
	阿東蔵目喜 集2第40号	山口市長 渡辺 純忠 (氏名又は名称)	山口市長 渡辺 純忠 (所在地)	山口市山口市亀山町2番1号 (住所又は所在地)														
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																		
1	山口市阿東蔵目喜字立平	山11082-7	6007林班C16-0	山林	0.1665	ヒノキ	51	28	2021.3.31	経営管理 権を設定 した年度 の翌年度 の初日か ら起算し て15年を 経過する 日まで。 2036.3.31	別添1の ①参照	別添2の①参照	別添3参 照					
2	山口市阿東蔵目喜字立平	耕2659	6007林班C18-0	山林	0.184	ヒノキ	51	28										
3	山口市阿東蔵目喜字立平	山11082-7	6007林班C18-0	山林	0.1665	ヒノキ	51	28										
4	山口市阿東蔵目喜字立平	耕2659	6007林班C19-0	山林	0.184	スギ	46	28										
5	山口市阿東蔵目喜字立平	山11082-7	6007林班C19-0	山林	0.1665	スギ	46	28										
6	山口市阿東蔵目喜字三ヶ郷	山2087-7	6007林班D32-1	山林	0.4502	ヒノキ	19	28										
7	山口市阿東蔵目喜字江ノ迫	山11381	6008林班A7-1	山林	1.6166	ヒノキ	39	28										
8	山口市阿東蔵目喜字松ヶ峠	耕2624-1	6008林班A15-0	畑	0.012	スギ	61	28										
9	山口市阿東蔵目喜字小島	耕2620-1	6008林班A16-0	山林	0.0467	ヒノキ	53	28										
10	山口市阿東蔵目喜字松ヶ峠	耕2626-1	6008林班A16-0	畑	0.0336	ヒノキ	53	28										
11	山口市阿東蔵目喜字扇ノ尾	山11357	6008林班A16-0	山林	0.2907	ヒノキ	53	28										
12	山口市阿東蔵目喜字小島	耕2609-1	6008林班B24-1	山林	0.0584	スギ	51	28										
13	山口市阿東蔵目喜字三ヶ郷	山11339	6008林班B24-2	山林	0.5595	ヒノキ	49	27-28										
14	山口市阿東蔵目喜字小島	耕2609-1	6008林班B24-4	山林	0.0584	スギ	51	28										
15	山口市阿東蔵目喜字小島	耕2609-4	6008林班B24-4	山林	0.015	ヒノキ	51	28										
16	山口市阿東蔵目喜字三ヶ郷	山11339	6008林班B25-1	山林	0.5595	ヒノキ	65	27-28										
17	山口市阿東蔵目喜字松ヶ峠	山11351	6008林班B32-2	山林	1.1842	ヒノキ、雑	30	21-22-27-28										
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		
26																		

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考		
番号	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 渡辺 純忠

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所



- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別表とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( ) 書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該 (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容に記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容に記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」、「〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。



2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保管(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に普通注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定めるところに従って、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 甲は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段又は錯誤等により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがある場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が(経営管理実施権が設定される場合には経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生ずる樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損傷等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公共事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における標準の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権集積計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権集積計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受利益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権集積計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権集積計画により設定された経営管理受利益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受利益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受利益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	森林簿林小班	
山口市阿東蔵目喜字立平	山11082-7	6007林班C16-0	<p>■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合 (「経済林」として経営管理実施権が設定される場合)</p> <p>【「主伐」を実施する場合】</p> <p>○経営管理実施権者 (民間事業者) が主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を認める前に乙及び経営管理実施権者と協議して決めるものとする。</p> <p>※経営管理実施権者が伐採のみに従って丙の了承を得て行われるものとする。</p> <p>○主伐後の植栽については、地権者、山口市森林整備計画の定めに従ってプロシギ、ヒノキ等の植栽を実施 (2,500本/haの密度を原則とし、施業地の状況に応じて判断) するとともに、必要な維持管理を行うものとする。</p> <p>○主伐期間終了時に成林するよう、保育期間は原則10年以上を確保し、下刈り、除伐等を実施するものとする。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【「搬出間伐」を実施する場合】</p> <p>○経営管理実施権者が搬出間伐の施業、木材の販売等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者と協議して決めるものとする。</p> <p>○経営管理実施権者が、存続期間中に搬出間伐を最低1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○その後の主伐については、5年以上経過した後に行うこととする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>■乙が経営管理を行う場合 (経営管理実施権が設定されない場合)</p> <p>【「非経済林」として管理する場合】</p> <p>○乙は、存続期間中に本敷率50%程度の強度の間伐を1回実施することにより、針広混交林・複層林化を図るものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【「再委託に至るまでの森林」として管理する場合】</p> <p>○乙は、将来の経済林への移行を視野に、存続期間中に保育間伐を最低1回、又は成長度合いにより2回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○乙は、保育間伐実施から5年間について付保率30%の森林保険に加入するものとする。</p> <p>○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>※存続期間中又は次期以降の経営管理権集積計画において経営管理実施権を設定することとなった場合、それまでの森林施業に要した経費の10分の1を山口市森林環境整備基金に支払うものとする。</p>
山口市阿東蔵目喜字立平	耕2659	6007林班C18-0	
山口市阿東蔵目喜字立平	山11082-7	6007林班C18-0	
山口市阿東蔵目喜字立平	耕2659	6007林班C19-0	
山口市阿東蔵目喜字立平	山11082-7	6007林班C19-0	
山口市阿東蔵目喜字三ヶ郷	山12087-7	6007林班D32-1	
山口市阿東蔵目喜字江ノ追	山11381	6008林班A7-1	
山口市阿東蔵目喜字松ヶ峠	耕2624-1	6008林班A15-0	
山口市阿東蔵目喜字小島	耕2620-1	6008林班A16-0	
山口市阿東蔵目喜字松ヶ峠	耕2626-1	6008林班A16-0	
山口市阿東蔵目喜字雨ノ尾	山11357	6008林班B24-1	
山口市阿東蔵目喜字小島	耕2609-1	6008林班B24-2	
山口市阿東蔵目喜字三ヶ郷	山11339	6008林班B24-4	
山口市阿東蔵目喜字小島	耕2609-1	6008林班B24-4	
山口市阿東蔵目喜字小島	耕2609-4	6008林班B24-4	
山口市阿東蔵目喜字三ヶ郷	山11339	6008林班B25-1	
山口市阿東蔵目喜字松ヶ峠	山11351	6008林班B32-2	
所在	地番	森林簿林小班	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払わられるべき金銭(①)の額の算定方法

対象森林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払わられるべき金銭(①)の額の算定方法	
所在	地番	森林簿林小班	
山口市阿東蔵目喜字立平	山1082-7	6007林班C16-0	<p>■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合(「経済林」として経営管理実施権が設定される場合)</p> <p>【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】</p> <p>○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○搬出間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から搬出間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>【2. 木材の販売収益の額の算定方法】</p> <p>○主伐及び搬出間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>【3. 伐採等に要する経費の算定方法】</p> <p>○乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けて乙に提示し、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けた場合における木材の販売に係る経費に算入する見積額とする。</p> <p>○乙が算定する主伐後における搬出間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けて乙に提示し、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けた場合における搬出間伐に係る経費に算入する見積額とする。</p> <p>○乙が算定する主伐後における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けた場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けた場合における搬出間伐に係る経費に算入する見積額とする。</p> <p>○乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権者の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けた場合における木材の販売に係る経費に算入する見積額とする。</p> <p>【4. 留意事項】</p> <p>○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。</p> <p>○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合には、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>■乙が経営管理を行う場合(経営管理実施権が設定されない場合)</p> <p>【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】</p> <p>○経営管理権に基づき乙が行った森林施業等の結果生じた収益は乙のものとする。</p> <p>【2. 留意事項】</p> <p>○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>
山口市阿東蔵目喜字立平	耕2659	6007林班C18-0	
山口市阿東蔵目喜字立平	山1082-7	6007林班C18-0	
山口市阿東蔵目喜字立平	耕2659	6007林班C19-0	
山口市阿東蔵目喜字立平	山1082-7	6007林班C19-0	
山口市阿東蔵目喜字三ヶ郷	山2087-7	6007林班D32-1	
山口市阿東蔵目喜字江ノ追	山1381	6008林班A7-1	
山口市阿東蔵目喜字松ヶ坪	耕2624-1	6008林班A15-0	
山口市阿東蔵目喜字小島	耕2620-1	6008林班A16-0	
山口市阿東蔵目喜字松ヶ坪	耕2626-1	6008林班A16-0	
山口市阿東蔵目喜字扇ノ尾	山1357	6008林班A16-0	
山口市阿東蔵目喜字小島	耕2609-1	6008林班B24-1	
山口市阿東蔵目喜字三ヶ郷	山1339	6008林班B24-2	
山口市阿東蔵目喜字小島	耕2609-1	6008林班B24-4	
山口市阿東蔵目喜字小島	耕2609-4	6008林班B24-4	
山口市阿東蔵目喜字三ヶ郷	山1339	6008林班B25-1	
山口市阿東蔵目喜字松ヶ坪	山1351	6008林班B32-2	
所在	地番	森林簿林小班	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）

【時期】

○経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。

（支払先） 甲の指定する口座

■乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）

【時期】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 経営管理権集積計画

1. 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)		経営管理権の開始期 (B)	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
	所在地	(名称) 山口市長 渡辺 純忠 (氏名又は名称)	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha						
1	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜字細ノ谷 耕459	山1764-29	6014林班C30-1	山林	0.0406	スギ	62	16			
2	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜字細ノ谷 耕460	山1764-29	6014林班C30-1	山林	0.0826	スギ	62	16			
3	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜字黒岩 山1764-34	山1764-34	6014林班C30-1	山林	0.0127	スギ	62	10・16			
4	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜字細ノ谷 耕460	山1764-29	6014林班C30-4	山林	0.0826	スギ	61	16			
5	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜字黒岩 山1764-29	山1764-29	6014林班C30-6	山林	0.4361	スギ	62	10・16			
6	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜字黒岩 山1764-29	山1764-29	6014林班C30-7	山林	0.4361	スギ	62	10・16			
7	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜字黒岩 山1764-29	山1764-29	6014林班C30-9	山林	0.4361	スギ	61	10・16			
8	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜字黒岩 山1764-34	山1764-34	6014林班C30-9	山林	0.0127	スギ	61	10・16			
9	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜字大河内 耕240	耕240	6015林班C46-5	山林	0.218	スギ	38	10			
10	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜字大河内 耕241	耕241	6015林班C46-5	山林	0.105	スギ	38	10			
11	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜字焼野地 山68-8	山68-8	6016林班A11-1	山林	1.1744	ヒノキ	33	4・10			
12	阿東蔵目喜	阿東蔵目喜字焼野地 耕251	耕251	6016林班A11-1	山林	0.0457	ヒノキ	33	10			
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B)				備考		
番号	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

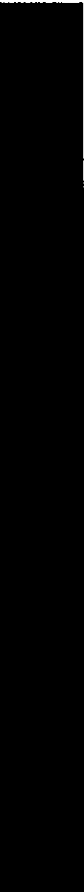
権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 山口県山口市亀山町2番1号

山口市長 渡辺 純忠

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所



(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められる場合は、特例手続によること。  
(3) は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( )  
(A) 欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該  
書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部分について経営管理権が設定される場合には当該  
(A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」、「〇年〇月〇日」まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。
- (2) 受託者の義務
  - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林  
当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。
- (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定  
この経営管理集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。
- (5) 租税公課の負担  
甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- (6) 経営管理権の設定等の条件
  - ① 甲は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
    - ア 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
    - イ 甲が当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災害により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ② 甲及び乙は、この経営管理集積計画の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
  - ③ 甲及び乙は、この経営管理集積計画に定められるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
  - ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入れさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
  - ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
  - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木への除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知  
当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費に係る明細書を通知するものとする。
- (9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）
  - ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
  - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
  - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
  - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。



- (10) 森林保険 (経営管理実施権が設定された場合)
- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生着する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損傷等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公共事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないこととし、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。



別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	
所在	地番	森林簿林小班		
山口市阿東蔵目喜字細ノ谷	耕459	6014林班C30-1	<p>■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）</p> <p>【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】</p> <p>○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○撤出間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から撤出間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>【2. 木材の販売収益の額の算定方法】</p> <p>○主伐及び撤出間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>【3. 伐採等に要する経費の算定方法】</p> <p>○乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるときに当該乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び撤出間伐に係る経費については、事業の実施時点で有効な山口県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるときに当該乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○乙が算定する撤出間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるときに当該乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の最終までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。</p> <p>【4. 留意事項】</p> <p>○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に保つて出たしが必要なくなるまでとする。</p> <p>○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うためには、上記（3. 伐採に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>■乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）</p> <p>【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】</p> <p>○経営管理権に基づき乙が行った森林施業等の結果生じた収益は乙のものとする。</p> <p>【2. 留意事項】</p> <p>○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	
山口市阿東蔵目喜字細ノ谷	耕460	6014林班C30-1		
山口市阿東蔵目喜字黒岩	山1764-34	6014林班C30-1		
山口市阿東蔵目喜字細ノ谷	耕460	6014林班C30-4		
山口市阿東蔵目喜字黒岩	山1764-29	6014林班C30-6		
山口市阿東蔵目喜字黒岩	山1764-29	6014林班C30-7		
山口市阿東蔵目喜字黒岩	山1764-29	6014林班C30-9		
山口市阿東蔵目喜字黒岩	山1764-34	6014林班C30-9		
山口市阿東蔵目喜字大河内	耕240	6015林班C46-5		
山口市阿東蔵目喜字大河内	耕241	6015林班C46-5		
山口市阿東蔵目喜字焼野地	山168-8	6016林班A11-1		
山口市阿東蔵目喜字焼野地	耕251	6016林班A11-1		
所在	地番	森林簿林小班		

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- 乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）  
【時期】
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。
- 【相手方及び方法】
- 次の支払先に支払うものとする。  
（支払先） 甲の指定する口座
- 乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）  
【時期】
- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。
- 【相手方及び方法】
- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

# 經營管理權集積計畫

1 個別事項

整理番号	阿東蔵目喜集R2第43号	經營管理權の設定を受ける市町村(乙)		經營管理權の設定を受ける森林の森林所有者(甲)		乙が經營管理權の設定を受ける森林(A)						經營管理權の存続期間(終期)(B)	經營管理權に基づいて行われる經營管理の内容(容)(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額	乙が甲(D)を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
		所在地	(名称) 山口市長 渡辺 純忠 (氏名又は名称)	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	図面 No.	經營管理權の始期					
1		山口市阿東蔵目喜字中尾原	山738-1	6028林班D115-2	山林	4.0181	スギ	25	30・37	2021.3.31	經營管理權を設定した日を合算する翌年度の初日から起算して15年を経過する日まで。 2036.3.31	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
2		山口市阿東蔵目喜字四本松	耕1356	6029林班A30-0	山林	0.0321	スギ	64	37							
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B)			備考		
	所在	地番	森林簿 林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所 山口県山口市亀山町2番1号 住所 山口市長 渡辺 純忠

住所

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められる場合は、特例手続により定められた書類を添付すること。  
(3) は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を ( )  
書きで2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該  
(A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を享受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に普通注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

① 甲は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 乙は、甲が次のいずれかの手段又は錯誤等により乙に経営管理集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあるとき、かつ第三者から当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

### (9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損傷等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公共事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法  
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受利益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年一回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受利益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受利益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受利益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他  
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。



別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
所在	地番	森林簿林小班	
山口市阿東蔵目喜字中尾原	山738-1	6028林班D115-2	<p>■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）</p> <p>【「主伐」を実施する場合】</p> <p>○経営管理実施権者（民間事業者）が主伐並びに主伐後の植栽及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を認定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>※経営管理実施権者が伐採のみを行う民間事業者の場合は、植栽及び保育等を行う民間事業者（以下「丙」という。）と施業連携協定を締結し、植栽以降の施業について丙の了承を得て行うものとする。</p> <p>○主伐後の植栽については、地拵え後、山口市森林整備計画の定めに沿ってスギ・ヒノキ等の植栽を実施（2,500本/haの密度を原則とし、施業地の状況に応じて判断）することにも、必要な維持管理を行うものとする。</p> <p>○存続期間終了時に成林するよう、保育期間は原則10年以上を確保し、下刈り、除伐等を実施するものとする。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【「搬出間伐」を実施する場合】</p> <p>○経営管理実施権者が搬出間伐の施業、木材の販売等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を認定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>○経営管理実施権者が、存続期間中に搬出間伐を最低1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>※その後の主伐については、5年以上経過した後に行うこととする。</p> <p>○経営管理実施権者は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>■乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）</p> <p>【「非経済林」として管理する場合】</p> <p>○乙は、存続期間中に本数率50%程度の強度の間伐を1回実施することにより、針広混交林・複層林化を図るものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○乙は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>【「再委託に至るまでの森林」として管理する場合】</p> <p>○乙は、将来の経済林への移行を視野に、存続期間中に保育間伐を最低1回、又は成長度合いにより2回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。</p> <p>○乙は、保育間伐実施から5年間について付保率30%の森林保険に加入するものとする。</p> <p>○乙は、火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>※存続期間中又は次期以降の経営管理権集積計画において経営管理実施権を設定することとなった場合、それまでの森林施業に要した経費の10分の1を山口市森林環境整備基金に支払うものとする。</p>
山口市阿東蔵目喜字四本松	耕1356	6029林班A30-0	
			<p>①</p>
			<p>②</p>
所在	地番	森林簿林小班	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合における甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合における甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	
所在	地番	森林簿林小班		
山口市阿東蔵目喜字中尾原	山738-1	森林簿林小班 6028林班D115-2		<p>■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）</p> <p>【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】</p> <p>○主伐及び保育に要する経費の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○搬出間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から搬出間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>【2. 木材の販売収益の額の算定方法】</p> <p>○主伐及び搬出間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>【3. 伐採等に要する経費の算定方法】</p> <p>○乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けて乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けて乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び搬出間伐に係る経費については、作業の実施時点で有効な山口県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けて乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○乙が算定する搬出間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けて乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の最終までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けて乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。</p> <p>【4. 留意事項】</p> <p>○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。</p> <p>○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合には、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>■乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）</p> <p>【1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法】</p> <p>○経営管理権に基づき乙が行った森林施業等の結果生じた収益は乙のものとする。</p> <p>【2. 留意事項】</p> <p>○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>
山口市阿東蔵目喜字四本松	耕1356	6029林班A30-0		
			①	
所在	地番	森林簿林小班	②	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

■乙が選定し再委託した民間事業者が経営管理を行う場合（「経済林」として経営管理実施権が設定される場合）

【時期】

○経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

【相手方及び方法】

○次の支払先に支払うものとする。

（支払先） 甲の指定する口座

■乙が経営管理を行う場合（経営管理実施権が設定されない場合）

【時期】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

【相手方及び方法】

○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。